

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

1 幼児期の教育・保育の需給計画

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画とは

幼児期の教育・保育の需給計画では、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの充実を計画的に進めるため、県全域及び(2)で設定する県設定区域ごとに、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めています。

(2) 県設定区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の利用の見込み量に対応する教育・保育の提供体制の確保方を記載し、ニーズに応じた提供体制の整備をしていくことが定められています。また、同様に、県についても、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、さらに、広域利用等の実態を踏まえて県設定区域を設定することとされています。

県設定区域は、県が教育・保育施設の認可や認定の際に行う需給調整の判断基準の基礎（当該区域において利用定員数が計画に定める必要数に既に達しているか、施設の認可等によりこれを超えることになるか、と認めるときは、認可をしないことができます）であり、県が認可等に当たってどのような区域を単位に需給調整するのかを表すものとなります。

県設定区域

教育・保育の認定区分	県設定区域	設定に当たっての考え方
1号認定（教育標準時間認定） （子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望）	全県1区域	幼稚園の市町村域を超えた広域利用の実態や認可の現状を踏まえ設定
2号認定（3歳以上・保育認定） （子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）	市町村域	保育所は広域利用がそれほど多くないこと、また、保育の実施主体である市町村ごとのニーズに応じて実施している認可の現状を踏まえ設定
3号認定（3歳未満・保育認定） （子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）		

(3) 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

県計画に記載する「各年度における教育・保育の量の見込み」については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準（下記参照）どおり、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分ごと（1～3号認定。3号認定については0歳、1歳及び2歳別）の必要利用定員総数を設定します。

(4) 「確保の内容」の算定に当たっての考え方

「教育・保育の量の見込み」に対し、提供しようとする特定教育・保育施設、特定地域型保育事業その他の「確保の内容」についても、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分・施設等の区分ごとの利用定員数を設定します。

【参考】基本指針 別表6 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項」を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

(5) 各年度における量の見込みと確保の内容（需給計画）

ア 県合計（各年度 4 月 1 日時点）

令和 7 年度

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		67,781	115,790	13,437	33,376	35,068	81,881	265,452
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	53,495	103,240	13,182	27,183	30,029	70,394	227,129
	確認を受けない幼稚園	37,970	－	－	－	－	－	37,970
	特定地域型保育事業	－	－	1,571	3,644	3,777	8,992	8,992
	認可外保育施設	－	1,440	340	1,505	817	2,662	4,102
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,587	14,525	－	－	－	－	17,112
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	466	371	882	630	1,883	2,349
	幼稚園接続保育	－	－	－	221	353	574	574
	合計	94,052	119,671	15,464	33,435	35,606	84,505	298,228
②－①		26,271	3,881	2,027	59	538	2,624	32,776

令和 8 年度

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		64,126	113,918	13,357	34,085	34,965	82,407	260,451
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	52,356	102,680	13,245	27,702	30,197	71,144	226,180
	確認を受けない幼稚園	33,699	－	－	－	－	－	33,699
	特定地域型保育事業	－	－	1,589	3,779	3,849	9,217	9,217
	認可外保育施設	－	1,282	354	1,301	1,010	2,665	3,947
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,601	14,175	－	－	－	－	16,776
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	458	370	1,051	630	2,051	2,509
	幼稚園接続保育	－	－	－	225	349	574	574
	合計	88,656	118,595	15,558	34,058	36,035	85,651	292,902
②－①		24,530	4,677	2,201	▲27	1,070	3,244	32,451

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 9 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		61,066	112,156	13,296	34,477	35,307	83,080	256,302
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	50,141	102,060	13,230	28,228	30,484	71,942	224,143
	確認を受けない幼稚園	31,423	-	-	-	-	-	31,423
	特定地域型保育事業	-	-	1,592	3,889	3,897	9,378	9,378
	認可外保育施設	-	1,303	363	1,220	963	2,546	3,849
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,458	13,857	-	-	-	-	16,315
	企業主導型保育事業 （地域枠）	-	451	374	1,122	626	2,122	2,573
	幼稚園接続保育	-	-	1	235	355	591	591
	合計	84,022	117,671	15,560	34,694	36,325	86,579	288,272
②-①		22,956	5,515	2,264	217	1,018	3,499	31,970

令和 10 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		58,116	110,278	13,257	34,837	35,313	83,407	251,801
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	48,137	101,054	13,223	28,641	30,603	72,467	221,658
	確認を受けない幼稚園	28,977	-	-	-	-	-	28,977
	特定地域型保育事業	-	-	1,596	4,038	3,990	9,624	9,624
	認可外保育施設	-	1,150	377	1,236	873	2,486	3,636
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,453	13,524	-	-	-	-	15,977
	企業主導型保育事業 （地域枠）	-	443	372	1,024	624	2,020	2,463
	幼稚園接続保育	-	-	19	242	342	603	603
	合計	79,567	116,171	15,587	35,181	36,432	87,200	282,938
②-①		21,451	5,893	2,330	344	1,119	3,793	31,137

令和 11 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		55,603	108,993	13,208	35,201	35,275	83,684	248,280
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	46,313	100,205	13,224	29,121	30,798	73,143	219,661
	確認を受けない幼稚園	26,449	-	-	-	-	-	26,449
	特定地域型保育事業	-	-	1,603	4,147	4,045	9,795	9,795
	認可外保育施設	-	1,176	396	1,113	798	2,307	3,483
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	2,427	13,265	-	-	-	-	15,692
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	435	370	1,083	609	2,062	2,497
	幼稚園接続保育	-	-	38	246	342	626	626
合計		75,189	115,081	15,631	35,710	36,592	87,933	278,203
②-①		19,586	6,088	2,423	509	1,317	4,249	29,923

令和 7 年度から令和 11 年度の増減比較

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		▲12,178	▲6,797	▲229	1,825	207	1,803	▲17,172
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	▲7,182	▲3,035	42	1,938	769	2,749	▲7,468
	確認を受けない幼稚園	▲11,521	-	-	-	-	-	▲11,521
	特定地域型保育事業	-	-	32	503	268	803	803
	認可外保育施設	-	▲264	56	▲392	▲19	▲355	▲619
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	▲160	▲1,260	-	-	-	-	▲1,420
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	▲31	▲1	201	▲21	179	148
	幼稚園接続保育	-	-	38	25	▲11	52	52
合計		▲18,863	▲4,590	167	2,275	986	3,428	▲20,025
②-①		▲6,685	2,207	396	450	779	1,625	▲2,853

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

イ 市町村別の概要（各年度4月1日時点）

※ 市町村計画の詳細は県ホームページに掲載しています。

令和7年度

（単位：人）

		1号			2号			3号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳			1歳			2歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
	県合計	67,781	94,052	26,271	115,790	119,671	3,881	13,437	15,464	2,027	33,376	33,435	59	35,068	35,606	538	2,624	265,452	298,228	32,776
1	横浜市	27,561	38,192	10,631	49,018	49,018	0	6,281	6,281	0	13,862	13,862	0	14,812	14,812	0	0	111,534	122,165	10,631
2	川崎市	8,198	8,198	0	23,404	23,965	561	2,556	2,851	295	7,590	7,590	0	7,269	7,269	0	295	49,017	49,873	856
3	相模原市	4,941	7,779	2,838	8,887	10,313	1,426	942	1,461	519	2,243	2,498	255	2,438	2,765	327	1,101	19,451	24,816	5,365
4	横須賀市	3,790	4,371	581	2,912	3,042	130	313	400	87	794	769	▲ 25	838	941	103	165	8,647	9,523	876
5	平塚市	2,194	3,382	1,188	2,660	2,485	▲ 175	240	440	200	768	658	▲ 110	783	750	▲ 33	57	6,645	7,715	1,070
6	鎌倉市	986	2,017	1,031	1,999	2,002	3	261	274	13	552	497	▲ 55	630	554	▲ 76	▲ 118	4,428	5,344	916
7	藤沢市	3,985	6,791	2,806	5,248	5,186	▲ 62	545	836	291	1,423	1,523	100	1,601	1,760	159	550	12,802	16,096	3,294
8	小田原市	1,333	2,251	918	2,032	2,098	66	203	291	88	492	516	24	633	630	▲ 3	109	4,693	5,786	1,093
9	茅ヶ崎市	2,473	3,076	603	3,040	3,274	234	335	344	9	1,052	1,054	2	1,052	1,080	28	39	7,952	8,828	876
10	逗子市	388	395	7	679	703	24	65	76	11	150	158	8	167	189	22	41	1,449	1,521	72
11	三浦市	205	260	55	280	307	27	24	23	▲ 1	44	46	2	56	54	▲ 2	▲ 1	609	690	81
12	秦野市	991	1,450	459	1,478	1,577	99	106	256	150	430	396	▲ 34	456	461	5	121	3,461	4,140	679
13	厚木市	1,402	1,858	456	2,453	2,667	214	214	388	174	568	568	0	676	676	0	174	5,313	6,157	844
14	大和市	1,983	2,624	641	3,618	3,805	187	446	483	37	1,203	1,203	0	1,131	1,131	0	37	8,381	9,246	865
15	伊勢原市	843	1,833	990	1,147	1,087	▲ 60	138	141	3	260	272	12	345	329	▲ 16	▲ 1	2,733	3,662	929
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,760	2,146	386	222	248	26	622	469	▲ 153	652	559	▲ 93	▲ 220	5,125	5,430	305
17	座間市	1,230	1,268	38	1,357	1,599	242	151	167	16	355	328	▲ 27	370	372	2	▲ 9	3,463	3,734	271
18	南足柄市	210	304	94	378	449	71	48	63	15	41	94	53	102	115	13	81	779	1,025	246
19	綾瀬市	1,030	1,646	616	715	677	▲ 38	84	105	21	250	227	▲ 23	246	265	19	17	2,325	2,920	595
20	葉山町	232	700	468	366	358	▲ 8	41	39	▲ 2	73	67	▲ 6	80	81	1	▲ 7	792	1,245	453
21	寒川町	550	838	288	465	462	▲ 3	41	41	0	165	142	▲ 23	174	166	▲ 8	▲ 31	1,395	1,649	254
22	大磯町	268	396	128	280	272	▲ 8	25	35	10	57	53	▲ 4	97	73	▲ 24	▲ 18	727	829	102
23	二宮町	199	768	569	225	282	57	19	24	5	57	60	3	60	71	11	19	560	1,205	645
24	中井町	22	318	296	83	83	0	11	11	0	21	21	0	35	35	0	0	172	468	296
25	大井町	242	242	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	580	580	0
26	松田町	91	150	59	61	69	8	14	15	1	25	26	1	19	29	10	12	210	289	79
27	山北町	33	92	59	76	158	82	8	18	10	17	30	13	26	37	11	34	160	335	175
28	開成町	193	330	137	273	273	0	19	35	16	76	76	0	104	104	0	16	665	818	153
29	箱根町	14	120	106	74	160	86	5	17	12	24	38	14	16	38	22	48	133	373	240
30	真鶴町	17	36	19	38	70	32	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	76	141	65
31	湯河原町	55	77	22	160	330	170	11	21	10	20	41	21	33	89	56	87	279	558	279
32	愛川町	237	237	0	377	506	129	38	43	5	90	90	0	110	110	0	5	852	986	134
33	清川村	16	45	29	16	17	1	3	5	2	6	7	1	3	7	4	7	44	81	37

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 8 年度

(単位：人)

		1号			2号			3号												合計			
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳			1歳			2歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪			
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨							
県合計		64,126	88,656	24,530	113,918	118,595	4,677	13,357	15,558	2,201	34,085	34,058	▲ 27	34,965	36,035	1,070	3,244	260,451	292,902	32,451			
1	横浜市	26,812	34,784	7,972	47,436	47,436	0	6,249	6,249	0	14,164	14,164	0	14,830	14,830	0	0	109,491	117,463	7,972			
2	川崎市	6,865	6,865	0	23,298	23,954	656	2,494	2,881	387	7,623	7,623	0	7,496	7,529	33	420	47,776	48,852	1,076			
3	相模原市	4,545	7,779	3,234	8,867	10,333	1,466	936	1,466	530	2,447	2,509	62	2,343	2,776	433	1,025	19,138	24,863	5,725			
4	横須賀市	3,673	4,220	547	2,933	3,028	95	295	422	127	729	771	42	783	914	131	300	8,413	9,355	942			
5	平塚市	2,062	3,072	1,010	2,572	2,566	▲ 6	238	450	212	785	685	▲ 100	795	777	▲ 18	94	6,452	7,550	1,098			
6	鎌倉市	986	2,019	1,033	1,996	2,015	19	263	279	16	545	520	▲ 25	591	579	▲ 12	▲ 21	4,381	5,412	1,031			
7	藤沢市	3,786	6,771	2,985	5,227	5,255	28	552	845	293	1,440	1,545	105	1,586	1,790	204	602	12,591	16,206	3,615			
8	小田原市	1,292	2,156	864	1,969	2,152	183	202	297	95	535	531	▲ 4	547	648	101	192	4,545	5,784	1,239			
9	茅ヶ崎市	2,236	3,016	780	3,129	3,354	225	345	345	0	1,109	1,110	1	1,066	1,078	12	13	7,885	8,903	1,018			
10	逗子市	374	395	21	655	703	48	64	76	12	164	158	▲ 6	151	189	38	44	1,408	1,521	113			
11	三浦市	198	260	62	270	307	37	23	23	0	45	46	1	50	54	4	5	586	690	104			
12	秦野市	968	1,450	482	1,474	1,575	101	105	262	157	431	403	▲ 28	457	468	11	140	3,435	4,158	723			
13	厚木市	1,360	1,858	498	2,441	2,667	226	208	388	180	566	566	0	681	681	0	180	5,256	6,160	904			
14	大和市	1,912	2,624	712	3,671	3,862	191	466	483	17	1,223	1,223	0	1,144	1,144	0	17	8,416	9,336	920			
15	伊勢原市	771	1,833	1,062	1,111	1,087	▲ 24	137	141	4	294	281	▲ 13	331	331	0	▲ 9	2,644	3,673	1,029			
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,822	2,338	516	229	266	37	644	523	▲ 121	674	615	▲ 59	▲ 143	5,238	5,750	512			
17	座間市	1,164	1,268	104	1,352	1,599	247	155	173	18	359	344	▲ 15	356	388	32	35	3,386	3,772	386			
18	南足柄市	185	304	119	333	449	116	46	63	17	48	94	46	41	115	74	137	653	1,025	372			
19	綾瀬市	990	1,646	656	708	677	▲ 31	87	105	18	252	227	▲ 25	246	265	19	12	2,283	2,920	637			
20	葉山町	216	681	465	339	343	4	41	39	▲ 2	76	67	▲ 9	88	81	▲ 7	▲ 18	760	1,211	451			
21	寒川町	526	838	312	444	444	0	40	40	0	160	157	▲ 3	170	170	0	▲ 3	1,340	1,649	309			
22	大磯町	259	396	137	283	272	▲ 11	24	35	11	56	53	▲ 3	85	73	▲ 12	▲ 4	707	829	122			
23	二宮町	187	768	581	213	282	69	18	24	6	56	60	4	62	71	9	19	536	1,205	669			
24	中井町	24	334	310	87	87	0	11	11	0	22	22	0	27	27	0	0	171	481	310			
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0			
26	松田町	86	150	64	58	69	11	14	15	1	21	26	5	20	29	9	15	199	289	90			
27	山北町	30	92	62	71	158	87	8	18	10	15	30	15	27	37	10	35	151	335	184			
28	開成町	195	330	135	284	284	0	21	41	20	88	88	0	92	92	0	20	680	835	155			
29	箱根町	13	120	107	65	160	95	5	17	12	19	38	19	29	38	9	40	131	373	242			
30	真鶴町	18	36	18	40	70	30	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	79	141	62			
31	湯河原町	51	77	26	147	315	168	11	24	13	27	39	12	27	75	48	73	263	530	267			
32	愛川町	239	239	0	380	506	126	39	43	4	92	92	0	110	110	0	4	860	990	130			
33	清川村	12	45	33	12	17	5	3	5	2	4	7	3	6	7	1	6	37	81	44			

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和9年度

(単位：人)

		1号			2号			3号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳		⑥－⑤	1歳		⑧－⑦	2歳		⑩－⑨	小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量		⑦需要 見込み	⑧供給量		⑨需要 見込み	⑩供給量					
	県合計	61,066	84,022	22,956	112,156	117,671	5,515	13,296	15,560	2,264	34,477	34,694	217	35,307	36,325	1,018	3,499	256,302	288,272	31,970
1	横浜市	26,063	31,376	5,313	45,854	45,854	0	6,217	6,217	0	14,466	14,466	0	14,848	14,848	0	0	107,448	112,761	5,313
2	川崎市	5,903	5,903	0	23,471	24,271	800	2,444	2,900	456	7,648	7,648	0	7,487	7,525	38	494	46,953	48,247	1,294
3	相模原市	4,266	7,779	3,513	8,695	10,356	1,661	933	1,471	538	2,483	2,520	37	2,518	2,787	269	844	18,895	24,913	6,018
4	横浜買市	3,556	4,164	608	2,954	3,019	65	277	421	144	664	773	109	728	921	193	446	8,179	9,298	1,119
5	平塚市	1,920	3,036	1,116	2,549	2,566	17	236	451	215	801	748	▲ 53	812	815	3	165	6,318	7,616	1,298
6	鎌倉市	987	2,019	1,032	1,956	2,021	65	265	281	16	559	540	▲ 19	593	601	8	5	4,360	5,462	1,102
7	藤沢市	3,602	6,751	3,149	5,221	5,255	34	551	845	294	1,455	1,545	90	1,604	1,790	186	570	12,433	16,186	3,753
8	小田原市	1,233	2,132	899	1,880	2,204	324	200	280	80	529	572	43	595	673	78	201	4,437	5,861	1,424
9	茅ヶ崎市	1,999	2,971	972	3,218	3,475	257	355	355	0	1,145	1,146	1	1,101	1,105	4	5	7,818	9,052	1,234
10	逗子市	354	395	41	620	703	83	63	76	13	161	158	▲ 3	165	189	24	34	1,363	1,521	158
11	三浦市	190	260	70	258	307	49	22	23	1	43	46	3	50	54	4	8	563	690	127
12	秦野市	955	1,450	495	1,469	1,574	105	105	262	157	432	413	▲ 19	458	468	10	148	3,419	4,167	748
13	厚木市	1,306	1,858	552	2,401	2,667	266	213	388	175	566	566	0	673	673	0	175	5,159	6,152	993
14	大和市	1,863	2,624	761	3,733	3,898	165	487	487	0	1,243	1,243	0	1,161	1,161	0	0	8,487	9,413	926
15	伊勢原市	731	1,833	1,102	1,057	1,087	30	136	141	5	288	281	▲ 7	358	347	▲ 11	▲ 13	2,570	3,689	1,119
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,889	2,518	629	236	284	48	661	601	▲ 60	692	702	10	▲ 2	5,347	6,113	766
17	座間市	1,075	1,268	193	1,315	1,599	284	158	173	15	364	344	▲ 20	360	388	28	23	3,272	3,772	500
18	南足柄市	171	304	133	308	449	141	45	63	18	46	94	48	48	115	67	133	618	1,025	407
19	綾瀬市	954	1,646	692	691	677	▲ 14	89	95	6	253	241	▲ 12	247	261	14	8	2,234	2,920	686
20	葉山町	211	681	470	333	341	8	41	42	1	75	75	0	93	89	▲ 4	▲ 3	753	1,228	475
21	寒川町	527	838	311	446	451	5	39	39	0	155	155	0	165	166	1	1	1,332	1,649	317
22	大磯町	269	320	51	264	284	20	23	39	16	55	59	4	83	84	1	21	694	786	92
23	二宮町	182	768	586	207	282	75	18	24	6	55	60	5	60	71	11	22	522	1,205	683
24	中井町	23	330	307	87	87	0	11	11	0	21	21	0	28	28	0	0	170	477	307
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	87	150	63	59	69	10	13	15	2	21	26	5	17	29	12	19	197	289	92
27	山北町	29	92	63	68	158	90	8	18	10	14	30	16	24	37	13	39	143	335	192
28	開成町	192	330	138	289	289	0	23	40	17	89	89	0	105	105	0	17	698	853	155
29	箱根町	15	120	105	76	160	84	5	17	12	20	38	18	23	38	15	45	139	373	234
30	真鶴町	16	36	20	36	70	34	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	73	141	68
31	湯河原町	48	77	29	134	315	181	11	24	13	20	39	19	40	75	35	67	253	530	277
32	愛川町	236	236	0	375	417	42	41	41	0	94	94	0	113	119	6	6	859	907	48
33	清川村	12	45	33	12	17	5	3	5	2	5	7	2	4	7	3	7	36	81	45

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 10 年度

(単位：人)

		1 号			2 号			3 号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0 歳			1 歳			2 歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
	県合計	58,116	79,567	21,451	110,278	116,171	5,893	13,257	15,587	2,330	34,837	35,181	344	35,313	36,432	1,119	3,793	251,801	282,938	31,137
1	横浜市	25,314	27,968	2,654	44,272	44,272	0	6,185	6,185	0	14,768	14,768	0	14,866	14,866	0	0	105,405	108,059	2,654
2	川崎市	4,968	4,968	0	23,338	24,199	861	2,407	2,918	511	7,599	7,599	0	7,457	7,480	23	534	45,769	47,164	1,395
3	相模原市	4,007	7,779	3,772	8,553	10,388	1,835	930	1,481	551	2,523	2,536	13	2,513	2,803	290	854	18,526	24,987	6,461
4	横浜賀市	3,439	4,120	681	2,975	3,010	35	259	420	161	599	770	171	673	918	245	577	7,945	9,238	1,293
5	平塚市	1,777	3,036	1,259	2,518	2,566	48	236	451	215	818	807	▲ 11	828	840	12	216	6,177	7,700	1,523
6	鎌倉市	985	2,020	1,035	1,948	2,020	72	267	281	14	572	567	▲ 5	616	631	15	24	4,388	5,519	1,131
7	藤沢市	3,410	6,731	3,321	5,194	5,255	61	568	845	277	1,470	1,545	75	1,621	1,790	169	521	12,263	16,166	3,903
8	小田原市	1,210	2,132	922	1,844	2,204	360	198	280	82	524	572	48	589	673	84	214	4,365	5,861	1,496
9	茅ヶ崎市	1,762	2,925	1,163	3,307	3,602	295	365	365	0	1,205	1,205	0	1,112	1,147	35	35	7,751	9,244	1,493
10	逗子市	336	395	59	588	703	115	62	76	14	160	158	▲ 2	162	189	27	39	1,308	1,521	213
11	三浦市	185	260	75	252	272	20	21	20	▲ 1	42	41	▲ 1	49	47	▲ 2	▲ 4	549	640	91
12	秦野市	942	1,450	508	1,466	1,573	107	104	262	158	433	423	▲ 10	459	468	9	157	3,404	4,176	772
13	厚木市	1,273	1,858	585	2,398	2,667	269	213	388	175	561	566	5	670	670	0	180	5,115	6,149	1,034
14	大和市	1,820	2,624	804	3,804	3,937	133	508	508	0	1,264	1,264	0	1,181	1,181	0	0	8,577	9,514	937
15	伊勢原市	723	1,833	1,110	1,041	1,087	46	134	141	7	284	281	▲ 3	350	347	▲ 3	1	2,532	3,689	1,157
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,957	2,518	561	240	284	44	672	629	▲ 43	704	719	15	16	5,442	6,158	716
17	座間市	987	1,268	281	1,278	1,591	313	161	180	19	369	350	▲ 19	365	394	29	29	3,160	3,783	623
18	南足柄市	160	304	144	289	449	160	44	63	19	45	94	49	45	115	70	138	583	1,025	442
19	綾瀬市	921	1,646	725	658	677	19	89	92	3	255	256	1	247	249	2	6	2,170	2,920	750
20	葉山町	206	681	475	325	340	15	43	42	▲ 1	73	75	2	91	89	▲ 2	▲ 1	738	1,227	489
21	寒川町	523	838	315	442	457	15	38	38	0	150	150	0	160	166	6	6	1,313	1,649	336
22	大磯町	251	320	69	261	284	23	22	39	17	55	59	4	84	84	0	21	673	786	113
23	二宮町	176	768	592	200	282	82	18	24	6	53	60	7	59	71	12	25	506	1,205	699
24	中井町	23	325	302	85	85	0	10	10	0	21	21	0	28	28	0	0	167	469	302
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	86	150	64	58	69	11	13	15	2	20	26	6	17	29	12	20	194	289	95
27	山北町	31	92	61	71	158	87	8	18	10	14	30	16	24	37	13	39	148	335	187
28	開成町	192	330	138	296	296	0	25	41	16	92	92	0	108	108	0	16	713	867	154
29	箱根町	15	120	105	76	160	84	5	17	12	20	38	18	24	38	14	44	140	373	233
30	真鶴町	15	36	21	32	70	38	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	68	141	73
31	湯河原町	40	77	37	133	315	182	11	24	13	28	39	11	37	75	38	62	249	530	281
32	愛川町	238	238	0	378	417	39	42	42	0	97	97	0	115	119	4	4	870	913	43
33	清川村	10	45	35	10	17	7	3	5	2	5	7	2	5	7	2	6	33	81	48

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

1

幼児期の教育・保育の需給計画

令和 11 年度

(単位：人)

		1 号			2 号			3 号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0 歳			1 歳			2 歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
	県合計	55,603	75,189	19,586	108,993	115,081	6,088	13,208	15,631	2,423	35,201	35,710	509	35,275	36,592	1,317	4,249	248,280	278,203	29,923
1	横浜市	24,561	24,561	0	42,692	42,692	0	6,154	6,154	0	15,069	15,069	0	14,885	14,885	0	0	103,361	103,361	0
2	川崎市	4,238	4,238	0	23,393	24,367	974	2,377	2,937	560	7,548	7,548	0	7,389	7,445	56	616	44,945	46,535	1,590
3	相模原市	3,887	7,599	3,712	8,713	10,524	1,811	928	1,498	570	2,559	2,572	13	2,509	2,845	336	919	18,596	25,038	6,442
4	横須賀市	3,317	4,076	759	2,994	3,014	20	241	423	182	535	779	244	619	927	308	734	7,706	9,219	1,513
5	平塚市	1,694	3,086	1,392	2,562	2,566	4	235	451	216	838	843	5	845	853	8	229	6,174	7,799	1,625
6	鎌倉市	986	2,021	1,035	1,914	2,019	105	269	281	12	584	585	1	638	651	13	26	4,391	5,557	1,166
7	藤沢市	3,253	6,711	3,458	5,216	5,255	39	574	845	271	1,497	1,545	48	1,635	1,790	155	474	12,175	16,146	3,971
8	小田原市	1,181	2,132	951	1,798	2,204	406	196	279	83	520	580	60	583	673	90	233	4,278	5,868	1,590
9	茅ヶ崎市	1,525	2,905	1,380	3,396	3,666	270	375	375	0	1,266	1,266	0	1,122	1,125	3	3	7,684	9,337	1,653
10	逗子市	332	395	63	582	703	121	61	76	15	158	158	0	161	189	28	43	1,294	1,521	227
11	三浦市	176	260	84	240	272	32	20	20	0	41	41	0	47	47	0	0	524	640	116
12	秦野市	929	1,450	521	1,461	1,573	112	103	262	159	434	434	0	461	468	7	166	3,388	4,187	799
13	厚木市	1,234	1,858	624	2,379	2,667	288	212	388	176	554	566	12	666	670	4	192	5,045	6,149	1,104
14	大和市	1,755	2,624	869	3,855	3,973	118	530	530	0	1,287	1,287	0	1,202	1,202	0	0	8,629	9,616	987
15	伊勢原市	718	1,833	1,115	1,034	1,087	53	133	141	8	281	281	0	347	347	0	8	2,513	3,689	1,176
16	海老名市	1,869	2,008	139	2,010	2,593	583	242	290	48	679	679	0	711	795	84	132	5,511	6,365	854
17	座間市	929	1,268	339	1,267	1,594	327	164	180	16	374	375	1	370	408	38	55	3,104	3,825	721
18	南足柄市	153	304	151	276	449	173	43	63	20	44	94	50	44	115	71	141	560	1,025	465
19	綾瀬市	892	1,646	754	635	677	42	89	92	3	256	256	0	248	249	1	4	2,120	2,920	800
20	葉山町	209	681	472	330	341	11	42	42	0	74	75	1	87	89	2	3	742	1,228	486
21	寒川町	509	838	329	430	461	31	37	37	0	147	147	0	156	166	10	10	1,279	1,649	370
22	大磯町	220	320	100	244	284	40	21	39	18	56	59	3	84	84	0	21	625	786	161
23	二宮町	175	768	593	199	282	83	17	24	7	52	60	8	57	71	14	29	500	1,205	705
24	中井町	21	297	276	78	78	0	10	10	0	21	21	0	28	28	0	0	158	434	276
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	82	150	68	55	69	14	12	15	3	20	26	6	16	29	13	22	185	289	104
27	山北町	30	92	62	69	158	89	8	18	10	13	30	17	23	37	14	41	143	335	192
28	開成町	189	330	141	303	303	0	28	40	12	96	96	0	111	111	0	12	727	880	153
29	箱根町	16	120	104	86	160	74	5	17	12	22	38	16	24	38	14	42	153	373	220
30	真鶴町	15	36	21	31	70	39	2	6	4	8	19	11	10	10	0	15	66	141	75
31	湯河原町	37	77	40	131	315	184	8	24	16	28	39	11	32	75	43	70	236	530	294
32	愛川町	238	238	0	378	417	39	43	43	0	98	98	0	116	119	3	3	873	915	42
33	清川村	11	45	34	11	17	6	3	5	2	5	7	2	5	7	2	6	35	81	46

【参考】認定区分

教育・保育の認定区分	内 容
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定以外のもの (教育標準時間認定)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由 に該当するもの(保育認定)
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由 に該当するもの(保育認定)

【参考】認定区分に対応する確保の内容の内訳

教育・保育の認定区分	認定区分に対応する確保の内容
1号認定	① 特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園) ② 確認を受けない幼稚園(新制度に移行していない私学助成園)の利用定員総数
2号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ③ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ)の利用定員総数
3号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域の子どもの受入れがある場合)、居宅訪問型保育事業) ③ 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ) ⑤ 幼稚園接続保育(幼稚園における2歳児預かり保育等の3歳未満児の受入れ)の利用定員総数

(6) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 教育・保育施設の認可、認定の基本的な考え方

認可の基本的な考え方として、県による審査の結果、当該認可の申請が認可基準に適合しており、かつ、当該認可申請に係る施設の設置者が適格性の基準に該当すると認めるときは、原則、認可を行うこととします。

ただし、教育・保育の認定区分ごとに、県設定区域における施設や事業の利用定員の総数が県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可によってこれを超えることになることを認めるとき等は認可をしないことができることとします。

イ 提供体制の確保の内容に含まれない施設に係る認可の申請に係る需給調整

計画上確保方策として見込まれていない事業者から認可の申請があった場合は、計画に定める需要量に達していない場合は、原則認可を行うこととしますが、計画に基づき保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができることとします。

ただし、その場合でも、現に教育・保育認定を受けた保護者の人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、待機児童が発生しているなど機動的な対応が必要と認められる場合には、地域の実情に応じて認可を行うこととします。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

① 移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 都道府県計画で定める数について

都道府県計画に定める数については、以下の理由により、引き続き本県では具体的な数値は設定しないこととします。

- ・ 認定こども園への移行希望がある施設に関しては、当該移行分が市町村計画における供給（確保の内容）に反映されており、必要利用定員総数の範囲内で対応が可能と考えられること。
- ・ 移行希望が明確でない施設に関しては、現時点でどの程度の施設が認定こども園に移行するのかの見通しが立たず、実務上「都道府県計画で定める数」をどの程度とすればよいかを想定することが困難であること。

(7) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

ア 教育・保育の一体的提供の体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、その設置の促進に向けた取組を進めます。

【再掲】移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 認定こども園の目標設置数及び設置時期

「(6)ウ② 都道府県計画で定める数について」のとおり、目標設置数及び設置時期を設定することは困難であり、具体的な数値は設定しないこととします。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

ウ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

乳幼児期の発達は連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。

特に、満3歳未満を対象とする小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園（教育・保育施設）で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。

県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児（3歳児）の受入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

エ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携の推進方策

人は、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、生涯にわたる人格形成を築いていきます。

そのためにも、乳幼児期から学童期への学びと発達の連続性の確保は、個々の子どもの健やかな成長に不可欠です。

県では、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなぐため、幼稚園、保育所、認定こども園と就学先の小学校との連携について、事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等や関係機関との連携等により、就学前教育と小学校教育の円滑な接続・連携に取り組んでいきます。

(8) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整について

本県における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定における広域調整の取扱いとは次のとおりとします。

ア 本県における市町村子ども・子育て支援事業計画上の広域調整の基本的考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する他市町村利用分とは、広域利用の現況を記載するものではなく、確保方策の記載に当たって施設整備等に取り組んでもなお他市町村の施設等の利用が必要な場合に、市町村間の調整・合意のうえで、供給量として見込む数とします。

イ 広域調整の実施方法

自市町村の住民の利用分として他市町村所在の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用を希望する市町村へ直接協議を申し出ることとします。

なお、協議が整った場合は、双方の市町村子ども・子育て支援事業の確保方策の欄に記載します。特に、他市町村の利用者を受け入れる市町村は、2号・3号について広域調整分（相手方他市町村の利用分）を含めて整備計画を行うとともに、相手方の他市町村の利用枠を担保することになることに留意します。

協議が整った場合、又は整わなかった場合についても、県へ進捗状況を報告することとし、協議が整わなかった場合については、県は広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行うこととします。

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組を進めていきます。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量（確保の内容）」における施設・事業の区分、認定区分（年齢）ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準（最低基準）」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種（必要に応じ施設・事業区分）ごとの「加配率」（配置基準を超えて配置されている職員数の割合）を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園教諭	9,022	8,500	8,089	7,686	7,267
保育士	40,390	40,631	40,829	40,911	41,015
保育教諭	3,746	3,833	3,854	3,828	3,891
保育従事者(※1)	48	49	49	49	49
家庭的保育者(※2)	107	106	104	105	105
家庭的保育補助者(※3)	61	60	59	60	60

※1 小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（小規模B型基準）における保育従事者

※2 小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業（C型）及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

区 分		必要となる人材	配置基準
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	保育所	保育士	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1
特定地域型保育事業	小規模保育事業	A型 保育士	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1
		B型 保育士 保育従事者	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1 ※1 / 2以上は保育士
		C型 家庭的保育者	0～2歳児 3 : 1
	家庭的保育事業		家庭的保育補助者 ※補助者を置く場合は5 : 2
	居宅訪問型保育事業		家庭的保育者 0～2歳児 1 : 1
	事業所内保育事業		保育士 定員20名以上 保育所と同様 保育従事者 定員19名以下 小規模保育と同様
その他	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園教諭 保育士	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士 保育従事者	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1 1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1 ※1 / 2以上は保育士
	幼稚園接続保育	幼稚園教諭 保育士	1～2歳児 6 : 1

VI 計画の点検・評価及び推進体制

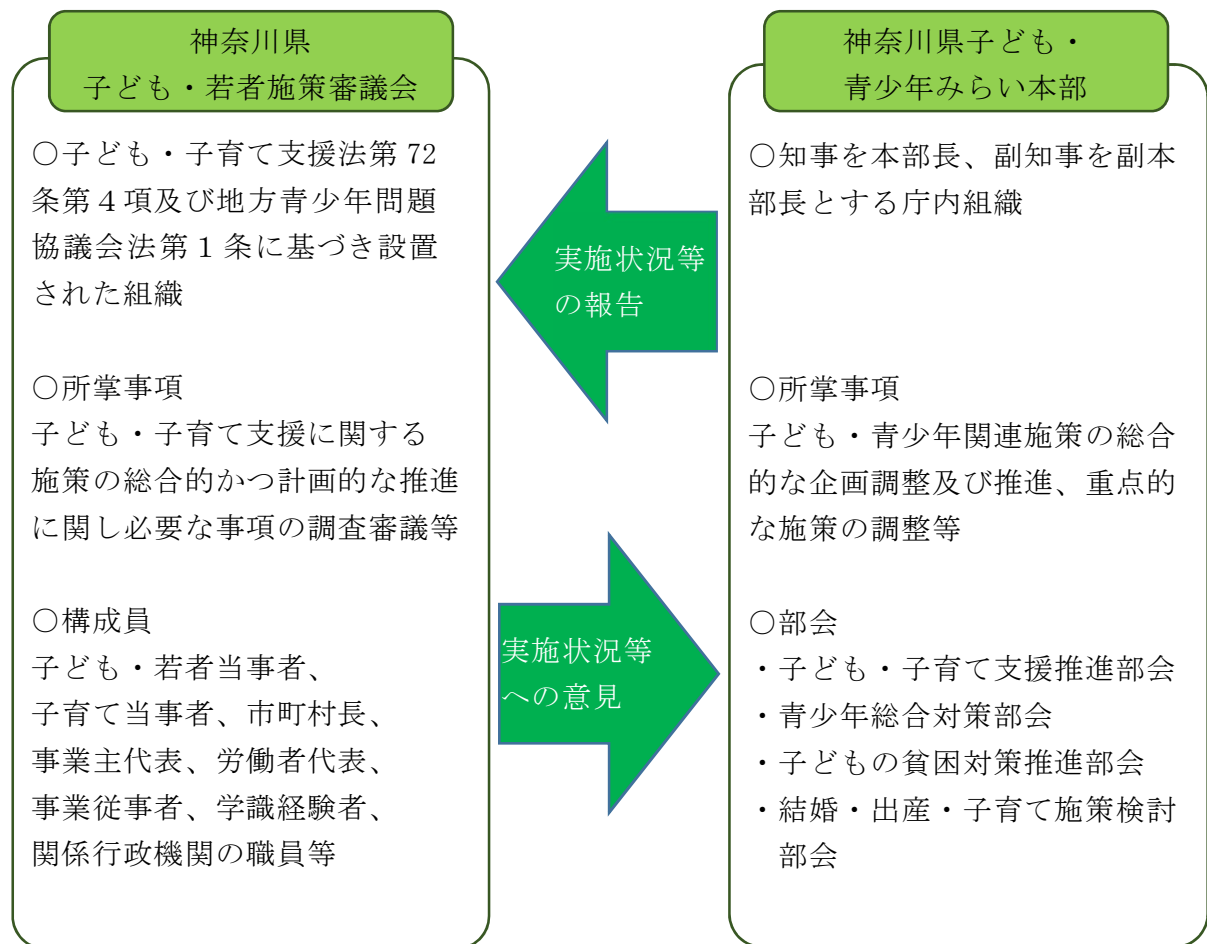
1 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、子ども・若者の目線に立って点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表します。

また、点検・評価結果や社会情勢の変化、国の施策の動向、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

2 計画の推進体制

神奈川県子ども・若者施策審議会及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



また、市町村、県民等と連携・協働して施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するよう努めます。

VII 参考資料

1 計画策定の経過

年 月 日	経 過
令和5年6月	県議会令和5年第2回定例会にこども基本法の施行に伴う対応について報告
令和5年9月	県議会令和5年第3回定例会に計画策定に向けた審議体制案について報告
令和6年2月	県議会令和6年第1回定例会に計画策定について報告
令和6年3月25日	令和5年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年6月7日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・青少年みらい本部
令和6年7月12日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和6年7月19日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和6年7月23日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和6年8月7日	令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年9月	県議会令和6年第2回定例会に骨子案を報告
令和6年10月30日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和6年11月1日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和6年11月5日	令和6年度第3回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和6年11月21日	令和6年度第2回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和6年12月	県議会令和6年第3回定例会に素案を報告
令和6年12月11日 ～令和7年1月9日	素案の県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和7年2月3日	令和6年度第3回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和7年2月	県議会令和7年第1回定例会に案を報告
令和7年3月	県民意見募集の結果及び県の考え方を公表、計画策定

2 関連条例

■ 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- （1） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- （2） 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上
- （3） 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員）

第5条 審議会に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちからこれを会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

■ 神奈川県こども目線の施策推進条例

神奈川県は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年に神奈川県子ども・子育て支援推進条例を制定し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。

しかしながら、いじめ、虐待、貧困等のこどもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化している。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にあるこどもの問題、子育て家庭の孤立化等社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在している。

こうした状況の中、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりたこども基本法が令和5年に施行された。同法においては、こどもの意見を国や地方公共団体の施策に反映させるための措置を講ずることが求められており、神奈川県においても、こどもに対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、こどもの目線に立った施策を推進していくことが必要である。

また、こどもが幸せに暮らすためには、こどもの幸せを追求するだけでなく、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境が重要である。このことに鑑み、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもの人権を尊重しながら、こどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

このような認識の下、こども目線の施策を推進することによって、かけがえのない存在である全てのこどもに笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができるいのち輝く社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和4年法律第77号)の趣旨を踏まえ、こども目線の施策の推進について、基本理念を定め、並びに県、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、こども目線の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、こども目線の施策の推進を図り、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども目線の施策 こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、

及び社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策並びにこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (2) こども・子育て支援機関等 こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども目線の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。

ア 全てのこどもは、その生命が尊重され、成長することができること。

イ 全てのこどもは、国籍、性別、障害の有無及び程度等を問わず、いかなる差別も受けないこと。

ウ 全てのこどもは、自己の意見を表明することができ、及びその意見を適切に考慮されること。

エ 全てのこどもは、その最善の利益が優先して考慮されること。

- (2) 子育てをする父母その他の保護者等について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること。

- (3) 社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

- (4) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民（以下「県民等」という。）と連携し、総合的かつ計画的なこども目線の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民等の自主的かつ積極的なこども目線の施策に関する取組を促進するため、この条例の趣旨及び内容並びに県が実施するこども目線の施策について、県民等が関心と理解を深めることができるよう、啓発活動及び情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 県は、こども目線の施策について、県民等に意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、こども目線の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村がこども目線の施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報提供、助言、広域的な見地からの必要な調整その他必要な支援を行うものとする。

(こども・子育て支援機関等の責務)

第6条 こども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、専門的な知識及び経験を生かし、他のこども・子育て支援機関等及び医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関と有機的に連携し、こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と

職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行うよう努めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 こども・子育て支援機関等は、他のこども・子育て支援機関等の機能及び制度等について把握するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての理解を深め、及び県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるとともに、こどもを生む従業員及びこどもを育てる従業員が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 こどもの意見表明

第9条 県は、こどもが社会の一員として意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会を確保するとともに、その意見を施策に適切に反映させ、及びその結果を当該こどもに伝えられるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、こどもが主体的に政策の立案に参加することができる取組を実施するものとする。

第2節 基本計画

第10条 知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年、基本計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3節 こどもの権利擁護等

（生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実）

第11条 県は、生命の尊厳、こどもの人権尊重の重要性及び子育ての意義についてこどもの関心と理解を深めるための教育並びにこども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育の充実に取り組むものとする。

（いじめの防止等）

第12条 県は、全ての児童等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第3項に規定する児童等をいう。）が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ（同条第1項に規定するいじめをいう。以下この条において同じ。）が行われなくなるよう必要な措置を講ずるとともに、いじめの問題に関する社会全体の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（児童虐待の防止等）

第13条 県は、市町村、地域住民及び関係機関と連携し、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下この条

において同じ。)の予防及び早期発見のため、相談対応その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村及び関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童（児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）が児童虐待を受けることなく、健やかに成長することができる良好な環境が整うよう、当該児童に対する支援並びにその保護者に対する支援及び必要な指導を行うとともに、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下この条において同じ。）及び地域社会の連帯が求められていることについて、啓発活動を行うものとする。

- 3 県は、児童虐待を受けた児童が、家庭で生活し、及び将来社会的に自立した生活を営むことができるよう、市町村及び関係機関が実施する居住環境の整備その他の児童の生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

（社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等）

第14条 県は、社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と社会的な自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者であるこどもに対し、円滑な社会的な自立のために必要な措置を講ずるものとする。

（要保護児童対策地域協議会に対する支援等）

第15条 県は、市町村が設置する児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会（以下この条において「協議会」という。）の運営が円滑に行われるよう、協議会に対し、情報収集、進行管理等に関する助言、研修その他必要な支援を行うとともに、協議会を積極的に活用するものとする。

第4節 こども・子育て

（こどもの社会的な自立のための支援）

第16条 県は、こどもの将来の社会的な自立に資するよう、就労等の社会参加に必要な能力及び技術の習得の支援、社会参加につながる機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

（こどもの居場所づくり）

第17条 県は、こどもが他のこども、地域住民等とともに安全に安心して過ごせる居場所（以下この条において「こどもの居場所」という。）を確保するための環境の整備に努めるとともに、こどもがこどもの居場所を利用することができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、県民等がこどもの居場所を設けることができるよう、環境の整備に努め、及び必要な支援を行うものとする。

（不登校のこどもに対する支援）

第18条 県は、不登校のこどもの将来の社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こどもの教育を受ける機会及び多様な体験をする機会を確保し、並び

に当該こどもの状態に応じた居場所を提供するため、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

（ひきこもり状態にあるこども等に対する支援）

第 19 条 県は、ひきこもり状態にあるこどもの社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こども及びその家族に対する相談対応、当該こどもの状態に応じた居場所の提供その他必要な支援を行うものとする。

（孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援）

第 20 条 県は、こどもが孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）第 1 条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下この条において同じ。）となることを予防し、及び孤独・孤立の状態にあるこどもがその状態から脱却するための必要な支援を容易に受けることができるよう、国、県、市町村、こども・子育て支援機関等、事業者、地域住民等多様な主体の連携を促進するとともに、同法第 1 条に規定する孤独・孤立対策に関し、広く県民の関心を高めるための必要な啓発活動を行うものとする。

（貧困の状況にあるこどもに対する支援）

第 21 条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体でこどもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

（ヤングケアラーに対する支援）

第 22 条 県は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいう。以下この条において同じ。）に対し、ヤングケアラーの健やかな成長及び将来の社会的な自立に資するよう、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ヤングケアラーがその置かれている状況について正しく理解し適切な支援を求めることができるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ヤングケアラーが身近な人に相談、助言その他の支援を求めることができるよう、ヤングケアラーを支えるための体制を整備するものとする。

4 県は、ヤングケアラーの早期発見のため、県、市町村及び県民等の間において、個人情報保護に十分配慮しつつ、それぞれが実施したヤングケアラーへの支援に関する情報の共有を促進するものとする。

（医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援）

第 23 条 県は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども（以下この条において「医療的ケア児等」という。）が健やかに成長することができ、並びに医療的ケア児等及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第 24 条 県は、こども及びその保護者、妊産婦等に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

をいう。第3項において同じ。)、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケア、プレコンセプションケアその他市町村が行う母子保健に関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

4 県は、低出生体重児(体重が2,500グラム未満で出生した乳児をいう。以下この条において同じ。)が健やかに成長することができ、並びに低出生体重児及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、市町村及び関係機関と連携し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第25条 県は、こどもを生む家庭及び育てる家庭に対して、子育ての負担及び不安の軽減又は解消を図るため、相談対応の実施、必要な知識及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と他の活動の両立のための措置)

第26条 県は、父母その他の保護者等が、相互の協力と社会の支援の下に、こどもを生み、育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和を図ることができるよう、こどもを生む者及びこどもを育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第5節 推進体制等

(推進体制の整備)

第27条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、こども目線の施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(人材の確保、育成等)

第28条 県は、こども・子育て支援機関等における人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報提供、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

(子育て支援に取り組む事業者の認証)

第29条 知事は、事業者からの申請に基づき、子育てを行う従業員に対する支援に関して知事が定める基準を満たす事業者について、優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

2 前項の規定により認証を受けた事業者は、同項の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を受けた事業者が同項に規定する基準を満たさなくなったときは、同項の認証を取り消すことができる。

- 4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する認証等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰)

第30条 県は、こども目線の施策の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

(かながわこども・子育て支援月間)

第31条 県は、こども目線の施策に係る支援を推進するため、少なくとも毎年度1回、かながわこども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわこども・子育て支援月間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、かながわこども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(調査研究)

第32条 県は、こども目線の施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第33条 県は、こども目線の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

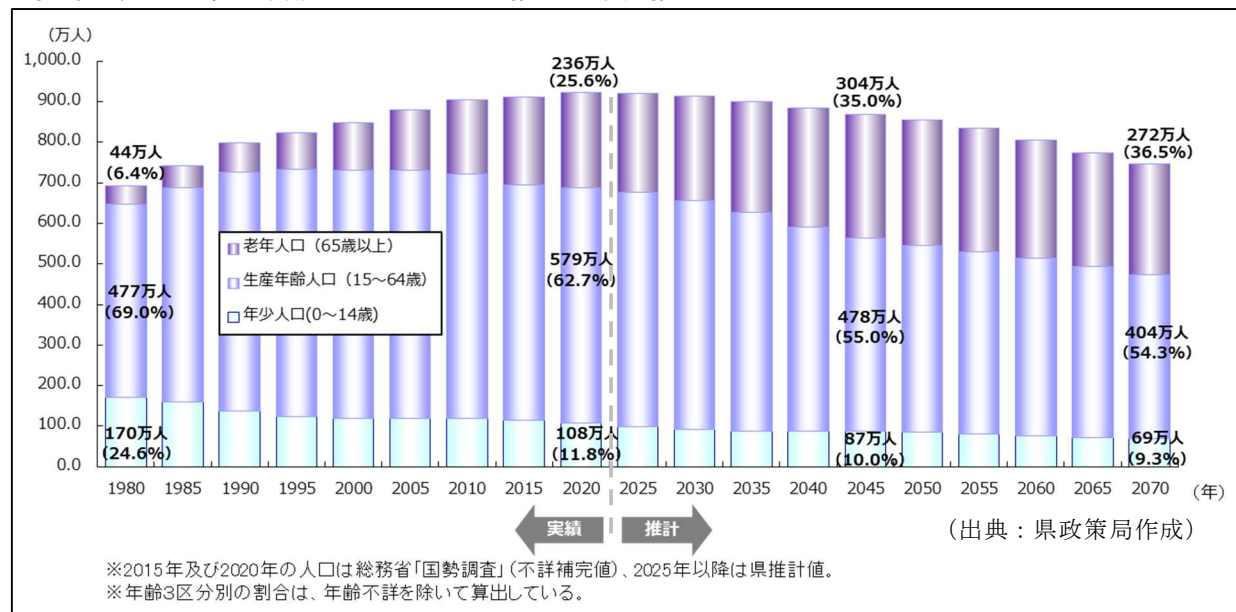
(1) 少子化の状況

ア 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2020年は約108万人となっています。

また、将来人口推計では、2045年には約87万人に、2070年には約69万人に減少すると見込まれています。

■参考図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）

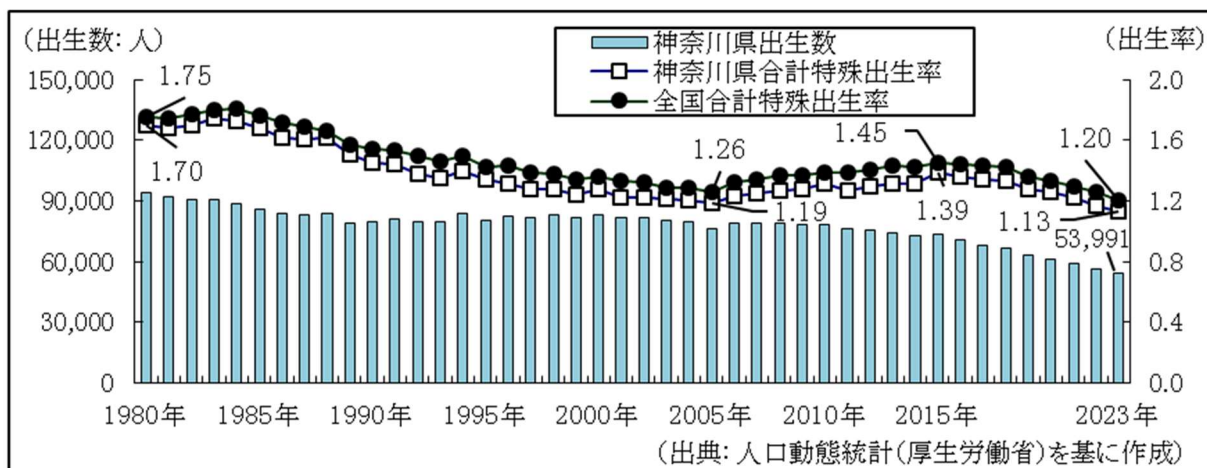


イ 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2023年では約5.4万人と減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2005年に1.19を記録した後は一時的に上昇に転じていたものの、2023年は1.13と過去最低を記録し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。

■参考図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）



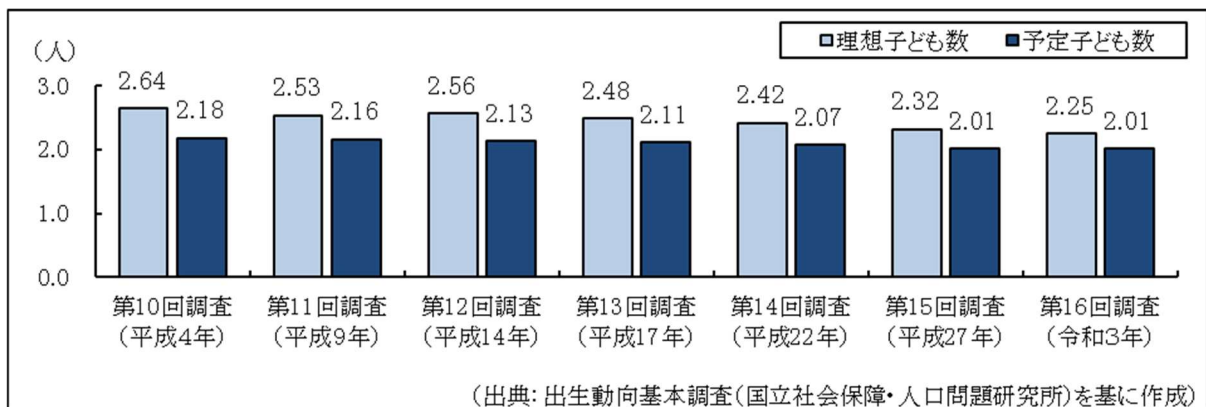
ウ 理想子ども数と予定子ども数

結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、令和3年は2.25人で過去最低を更新しています。

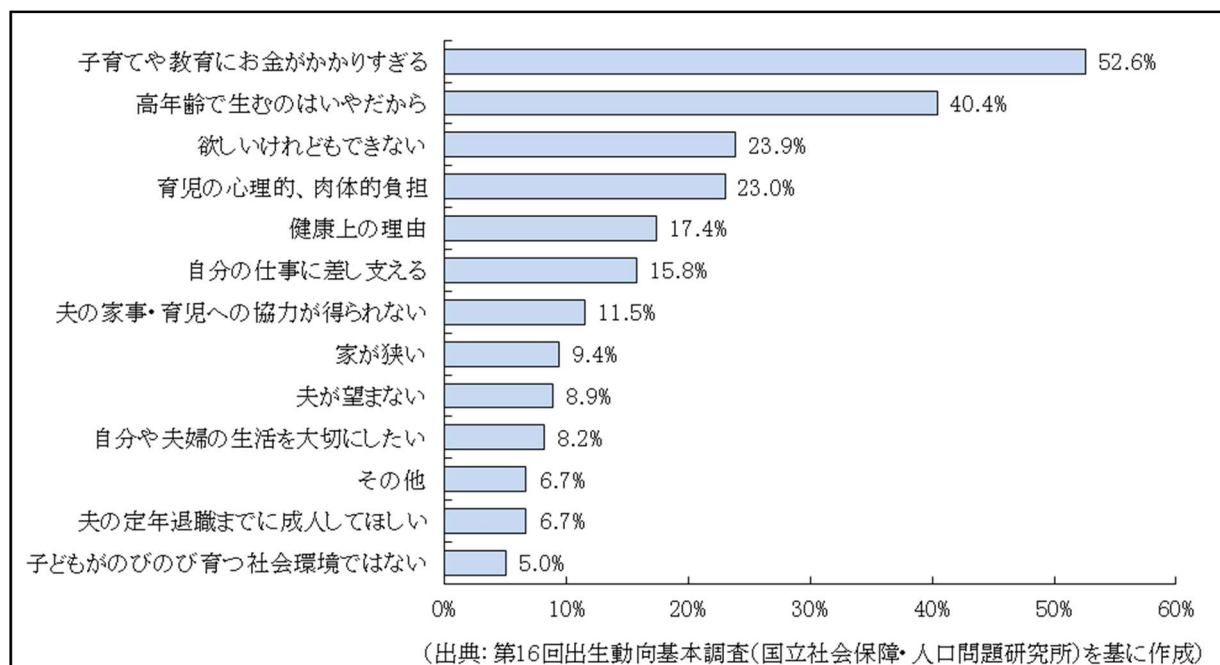
また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低と同数である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっています。

■参考図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■参考図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）



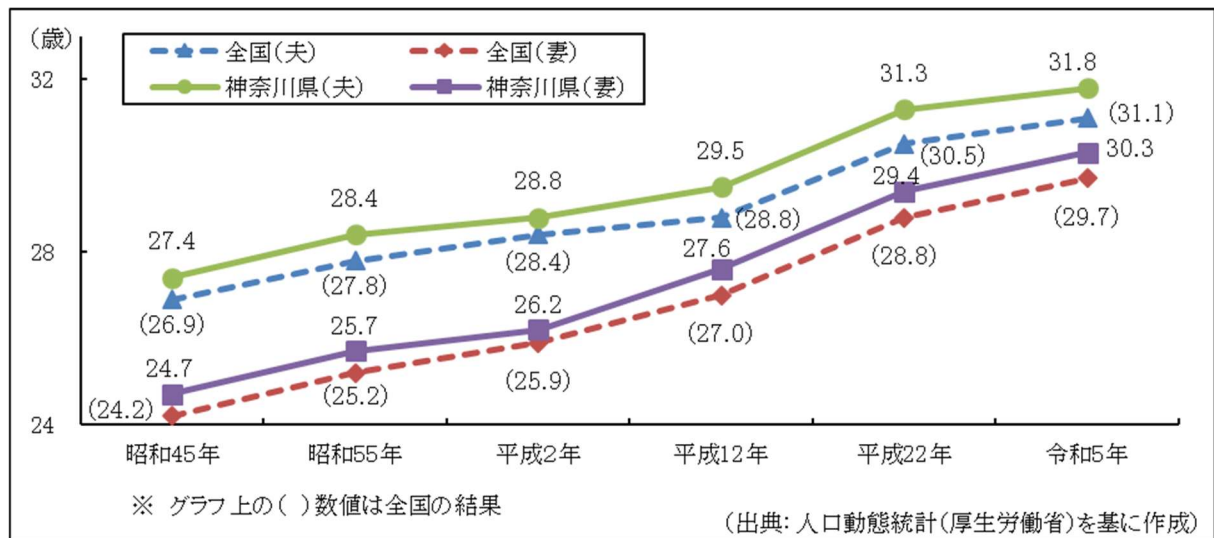
エ 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

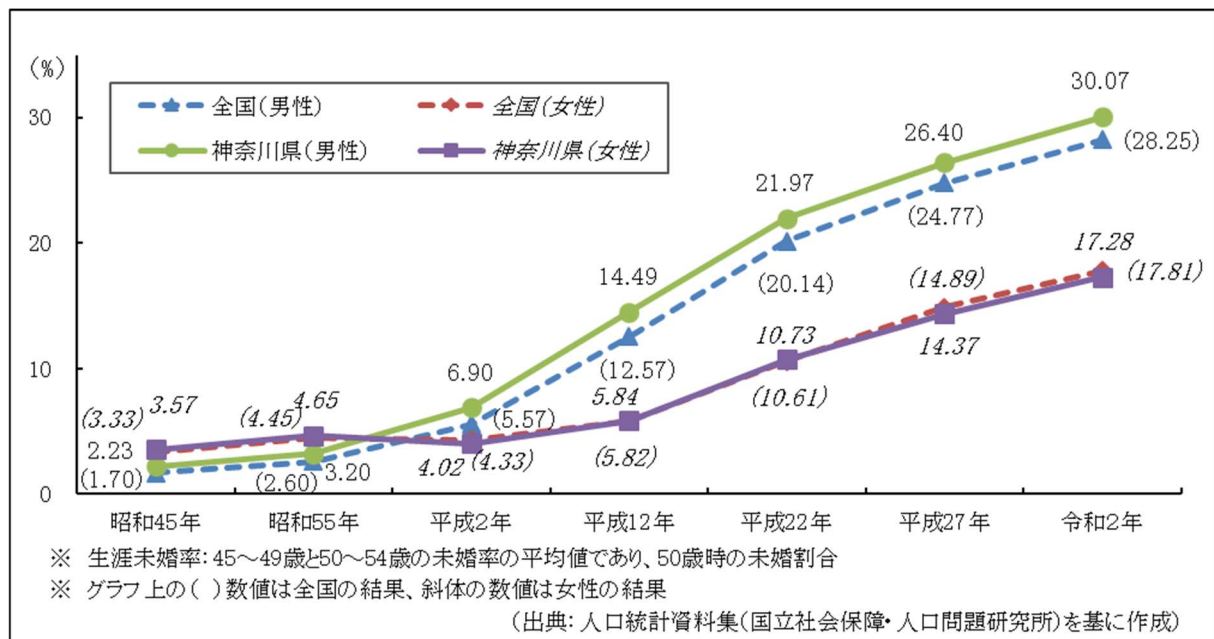
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で、男性は約13倍に、女性は約5倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■参考図表5：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■参考図表6：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

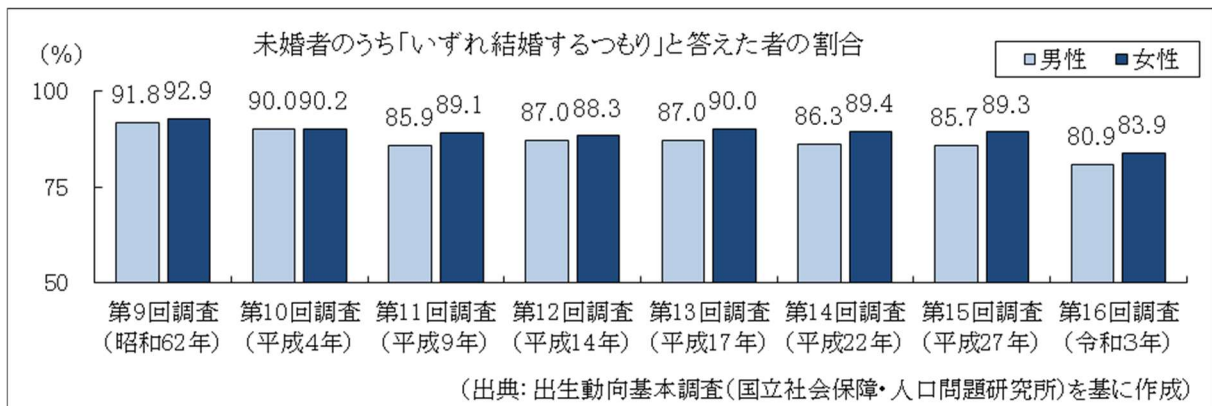


オ 結婚に対する意識

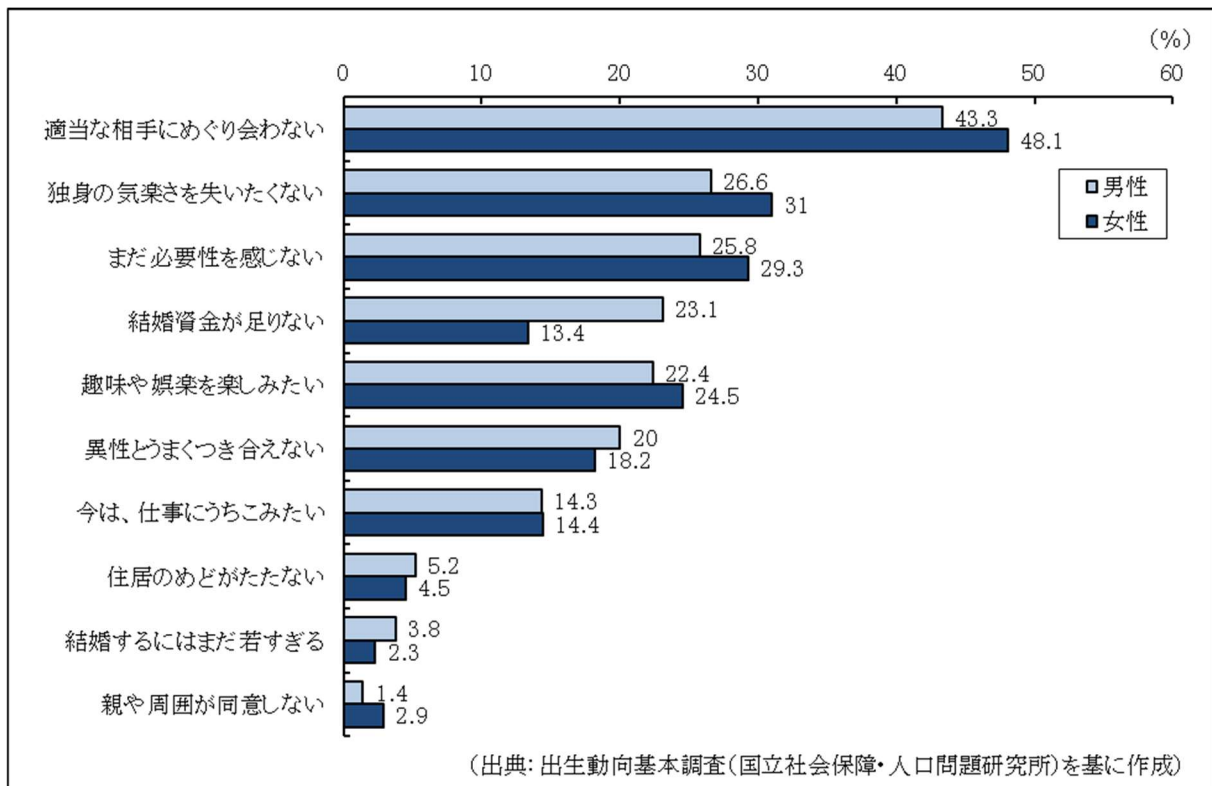
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していましたが、令和3年には5ポイント程度低下しています。

また、同調査で未婚者のうち、25歳～34歳の未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、「独身の気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」といった理由が続きます。

■参考図表7：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■参考図表8：独身でいる理由（全国）

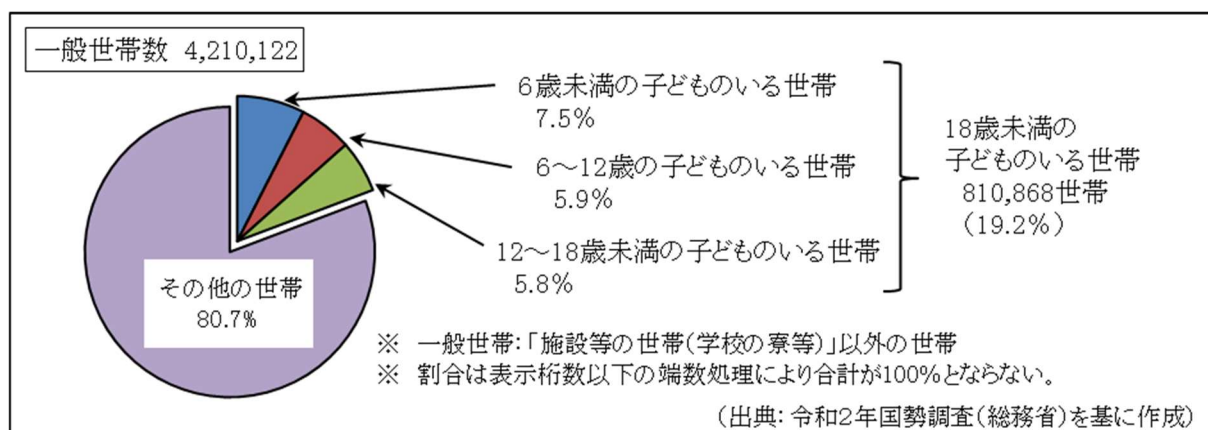


(2) 家族のかたちの変化

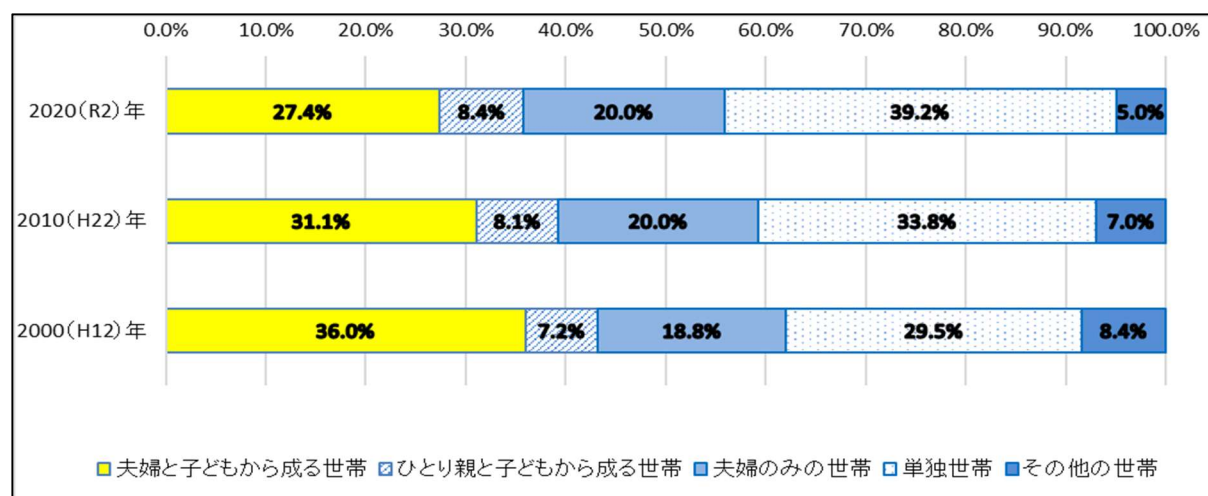
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっており、一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年は単独世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加しています。

■参考図表9：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■参考図表10：一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



(出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）)

■参考図表11：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

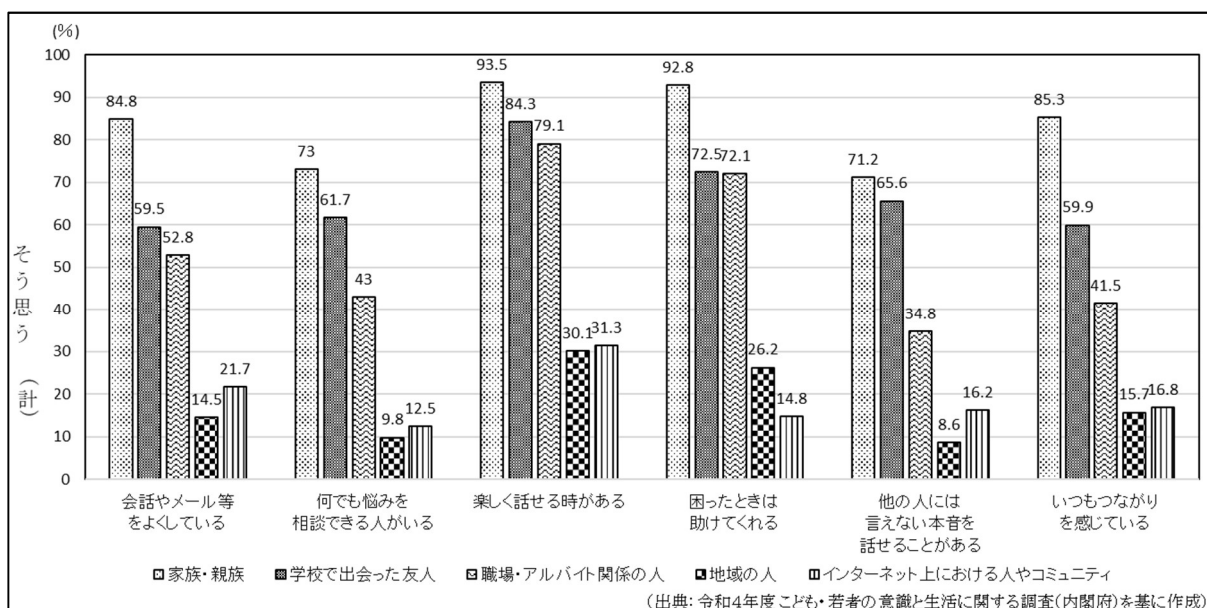
※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

(3) 他者との関わり方・家族のかたちの変化

他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

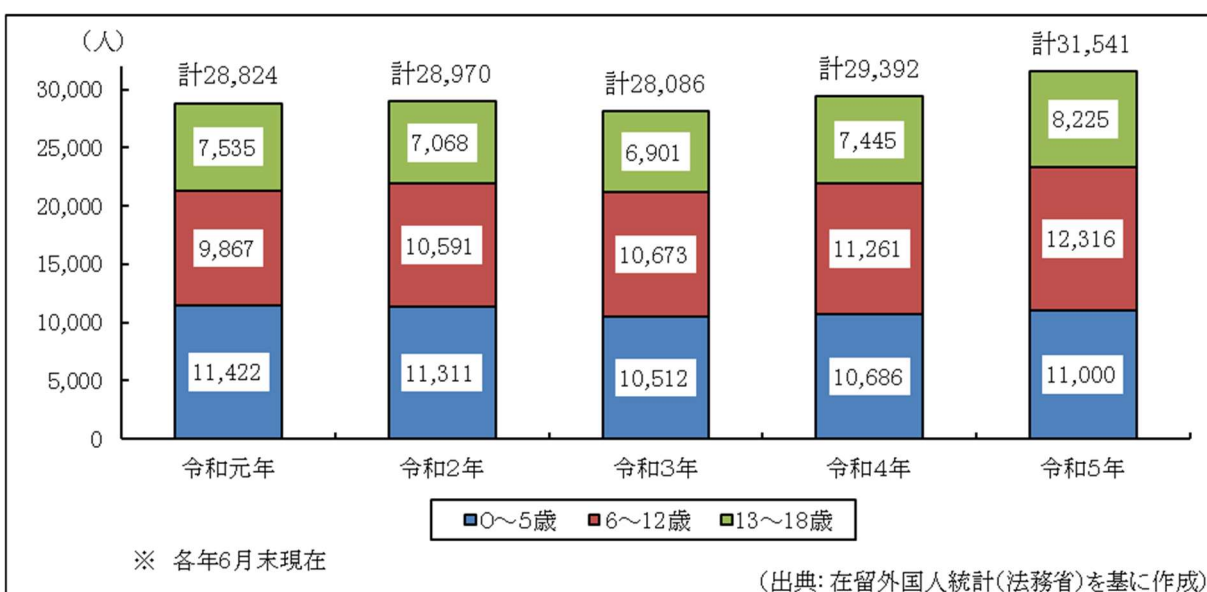
■参考図表12：他者との関わり方（全国）



(4) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあります。0～5歳の就学前児童は、令和元年の11,422人に対し、令和5年には11,000人となっています。

■参考図表13：在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



(5) ヤングケアラーの勉強時間

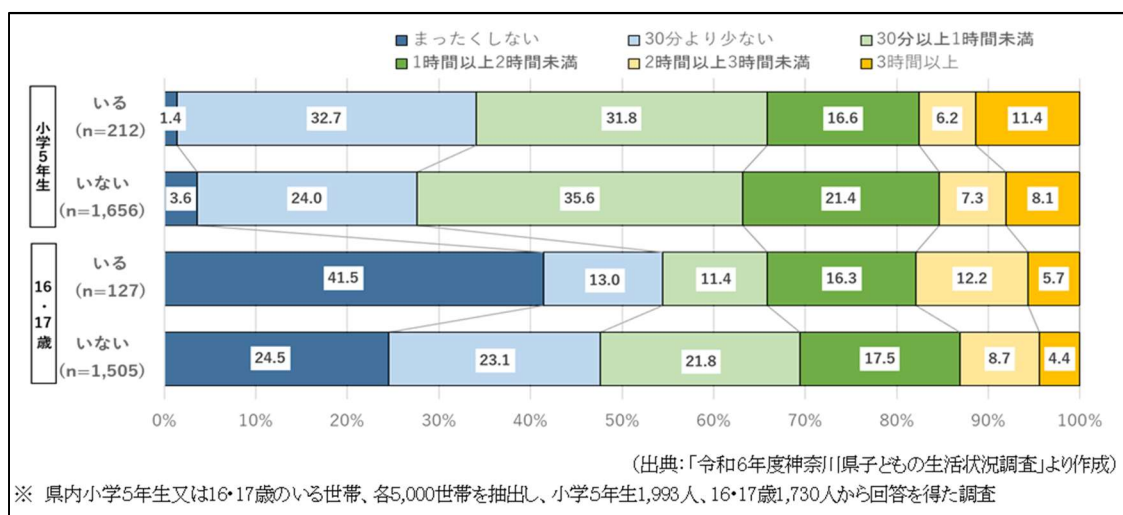
学校がある日の授業外での1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合をみると、ケアラー状況の小学5年生で34.1%、16・17歳で54.5%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ6.5ポイント、6.9ポイント上回る結果となっています。

一方で、学校がない日の1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合は、ケアラー状況の子どもの小学5年生で41.9%、16・17歳で49.6%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ4.7ポイント、8.7ポイント上回る結果となっています。

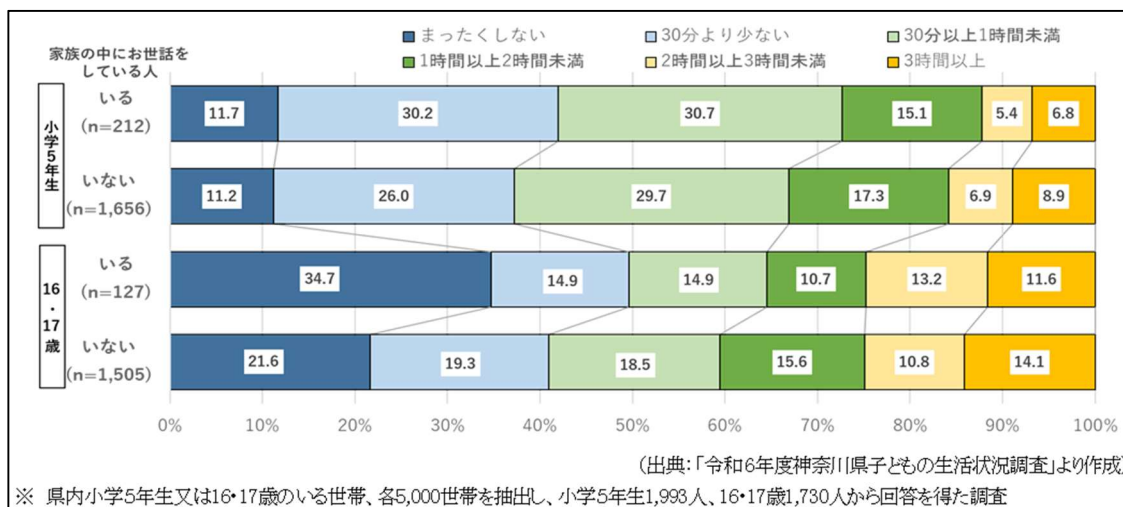
ケアラー状況の子どもは、平日の勉強時間がケアラー状況ではない子どもに比べて少なく、休日も同様の傾向がみられます。

さらに、ケアラー状況の16・17歳では、休日にまったく勉強時間を確保できていない人数の割合が34.7%となっており、ケアラー状況ではない子どもより、13.1ポイント上回る結果となっています。

■参考図表 14：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がある日）



■参考図表 15：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がない日）



(6) 児童虐待の相談内容

児童虐待の相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■参考図表 16：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心理的虐待	9,949件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)	13,298件 (61.4%)	14,411件 (60.4%)
身体的虐待	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)	4,458件 (20.6%)	4,997件 (21.0%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)	3,650件 (16.9%)	4,198件 (17.6%)
性的虐待	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)	248件 (1.1%)	234件 (1.0%)
計	17,273件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)	21,654件 (100.0%)	23,840件 (100.0%)

（出典：子ども家庭課資料）

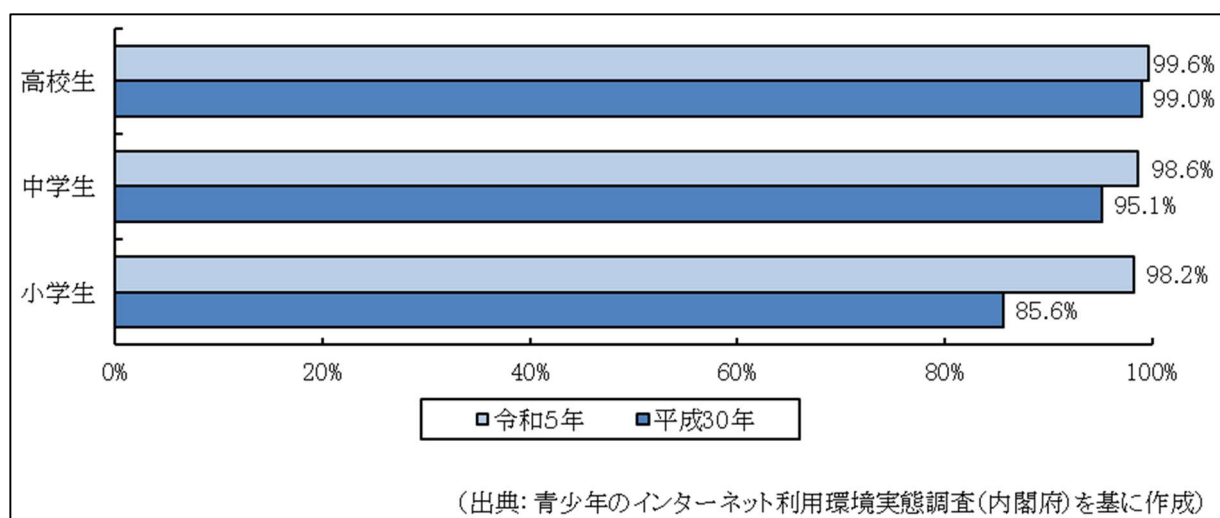
※ 割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(7) インターネットの利用状況

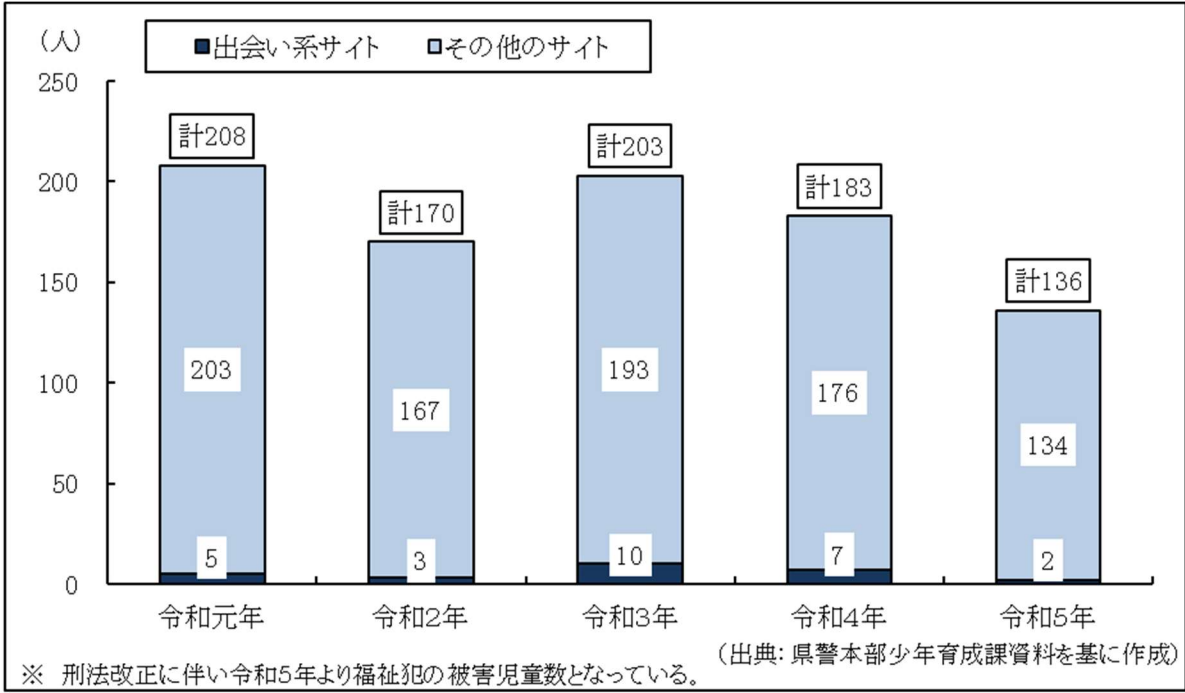
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和5年を比較すると増加しており、小学生では85.6%から98.2%となったことから、ほぼ全員がインターネットを利用していることになります。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、令和元年の208人に対し、令和5年は136人となっています。

■参考図表 17：インターネットの利用率（全国）



■参考図表 18：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



(8) 子どもの貧困の状況

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は 721.7 万円ですが、母子世帯は 270.6 万円
で平均より 6 割以上低い稼働所得となっています。

■参考図表 19：平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（全国）

		稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
全世帯		399.6万円	有	82.4%	有	24.7%
			(平均)	1,368.3万円	(平均)	390.6万円
			無	11.0%	無	65.4%
	児童のいる世帯	721.7万円	有	85.5%	有	55.7%
			(平均)	1,029.2万円	(平均)	1,185.1万円
			無	9.2%	無	37.5%
	母子世帯	270.6万円	有	74.4%	有	36.3%
			(平均)	422.5万円	(平均)	246.6万円
			無	22.5%	無	60.1%

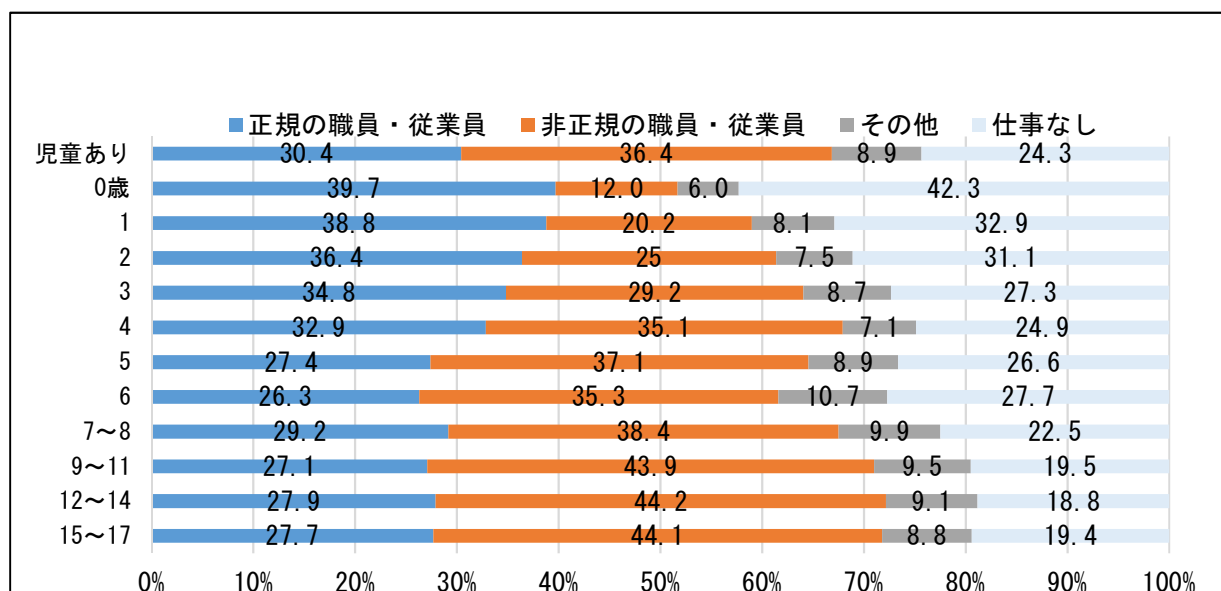
（出典：厚生労働省「令和 4 年（2022 年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 不詳は表示していないため、合計が100%にならない。
※ 「児童」とは、18歳未満の未婚の者
※ 「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない
65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）
のみで構成している世帯
※ 稼働所得は2021年1月1日から12月31日までの1年間の所得
※ 貯蓄・借入金とは、2022年6月末日の現在高及び残高

ア 子どものいる世帯の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（30.4%）、「非正規の職員・従業員」（36.4%）、「その他」（8.9%（※））を合わせた仕事がある者は、75.7%となっています。また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。

■参考図表 20：末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況（全国）



（出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。

■参考図表 21：雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差（全国）

	男性			女性			
	正社員・正職員 ＜月額・千円＞	正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞		正社員・正職員 ＜月額・千円＞		正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞	
20～24歳	232.2	202.0	(87.0)	224.8	(96.8)	189.8	(81.7)
25～29歳	271.4	229.1	(84.4)	252.6	(93.0)	206.8	(76.2)
30～34歳	307.0	238.1	(77.6)	270.2	(88.0)	210.5	(68.6)
35～39歳	344.8	241.1	(69.9)	286.4	(83.0)	207.6	(60.2)
40～44歳	380.2	245.6	(64.6)	296.6	(78.0)	207.6	(54.6)
45～49歳	406.4	245.7	(60.5)	304.5	(74.9)	204.7	(50.4)
50～54歳	428.3	262.5	(61.3)	315.2	(73.6)	204.4	(47.7)
55～59歳	440.8	264.5	(60.0)	316.3	(71.8)	201.8	(45.8)
60～64歳	372.4	285.1	(76.6)	290.4	(78.0)	208.9	(56.1)
65～69歳	331.7	254.8	(76.8)	259.6	(78.3)	188.7	(56.9)
平均年齢	43.6歳	52.3歳		40.9歳		47.6歳	
勤続年数	14.2年	11.1年		10.4年		8.3年	

（出典：厚生労働省「令和5年（2023年）賃金構造基本統計調査」より作成）

※（ ）内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値

イ ひとり親世帯数

令和2年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は38,079世帯で、一般世帯数4,210,122世帯の0.9%となっており、平成27年調査に比べ5,961世帯（13.5%）減少しています。また、父子世帯数は5,159世帯で、一般世帯数の0.1%となっており、平成27年調査と比べ521世帯（9.2%）減少しています。

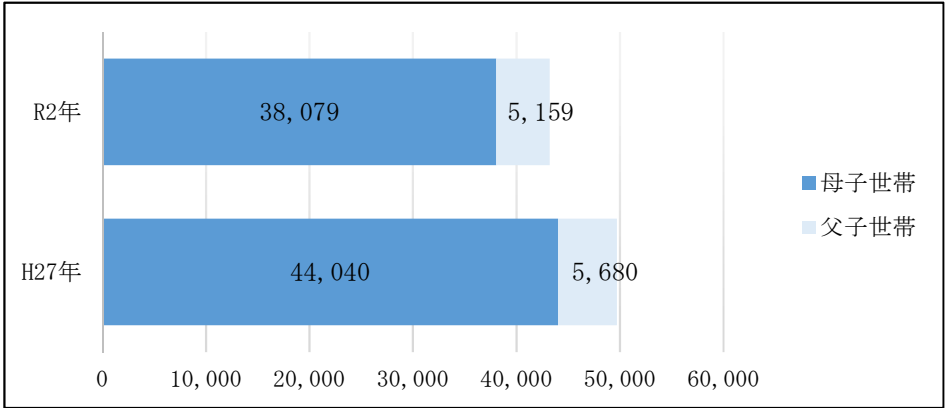
■参考図表 22：母子世帯と父子世帯の状況（神奈川県）

区 分			平成27年	令和2年	増減
			(A)	(B)	(B-A)/A*100
一般世帯			3,965,190	4,210,122	6.2%
母子世帯	総数		44,040	38,079	△13.5%
	(対一般世帯構成比)		(1.1%)	(0.9%)	
	配偶関係	未婚	7,512	5,234	△30.3%
		死別	3,497	2,927	△16.3%
		離別	33,031	29,918	△9.4%
父子世帯	総数		5,680	5,159	△9.2%
	(対一般世帯構成比)		(0.1%)	(0.1%)	
	配偶関係	未婚	338	286	△15.4%
		死別	1,372	1,308	△4.7%
		離別	3,970	3,565	△10.2%

（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

- ※「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯
- ※「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯
- ※「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

■参考図表 23：母子世帯と父子世帯の数



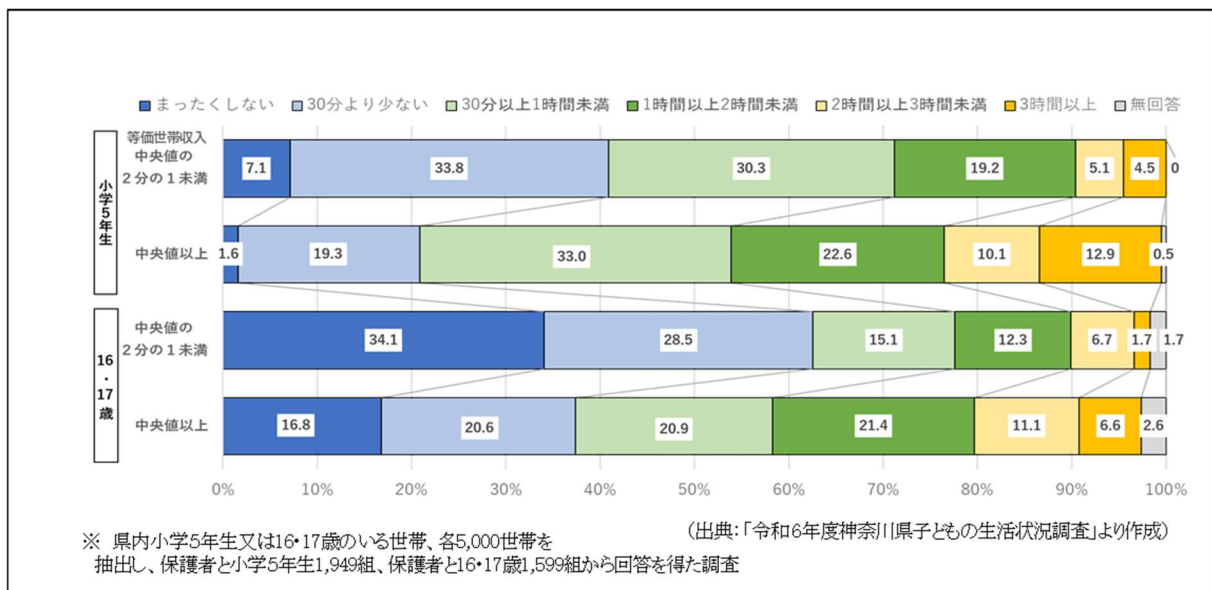
（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

ウ 勉強時間

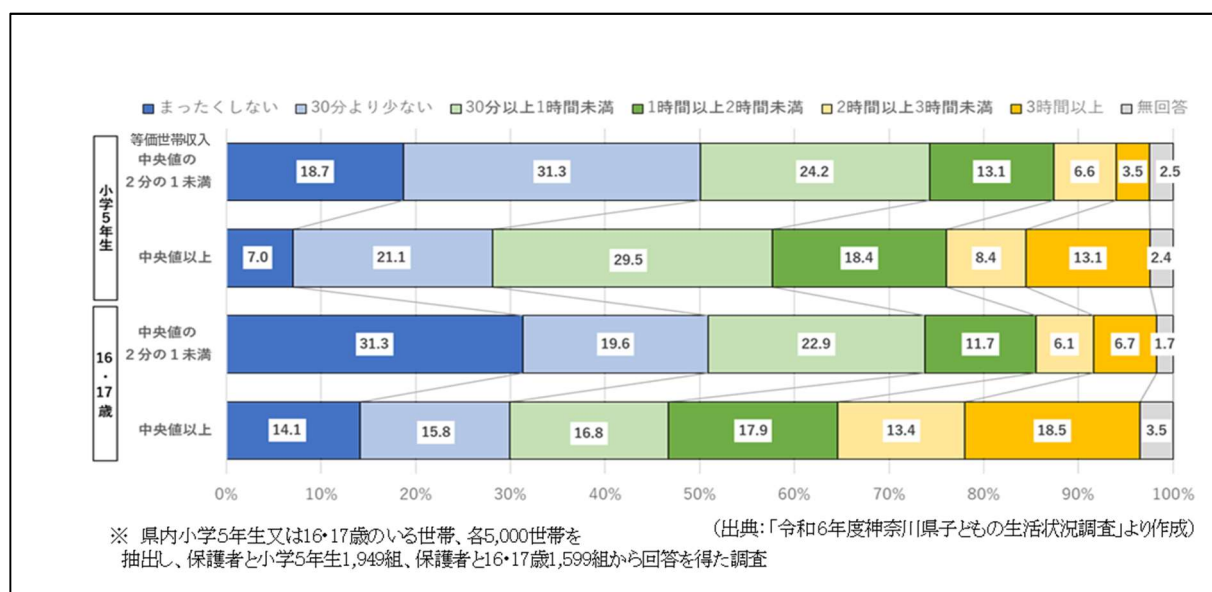
学校がある日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で28.8%、16・17歳で20.7%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.8ポイント、18.4ポイント少ない結果となっています。

また、学校がない日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で23.2%、16・17歳で24.5%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.7ポイント、25.3ポイント少ない結果となっています。

■参考図表 24：1日当たりの勉強時間（学校のある日）



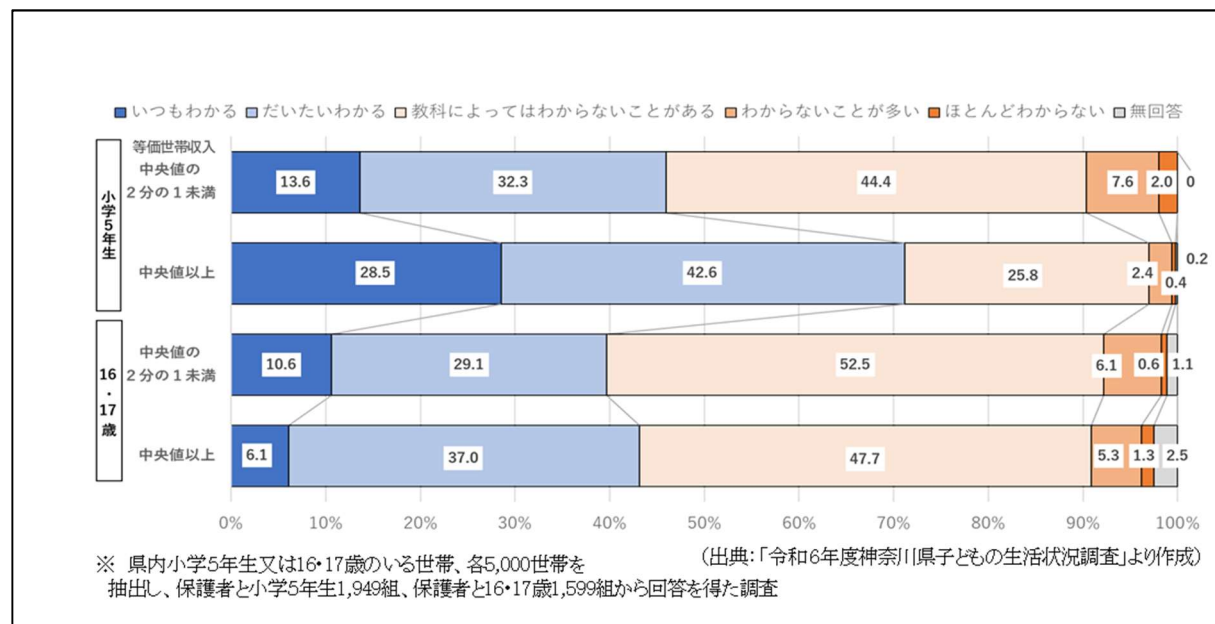
■参考図表 25：1日当たりの勉強時間（学校のない日）



エ 授業の理解度

授業の内容について「わかる」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で45.9%、16・17歳で39.7%となっており、小学5年生においては「中央値以上」の世帯を25.2ポイント下回る結果となっています。

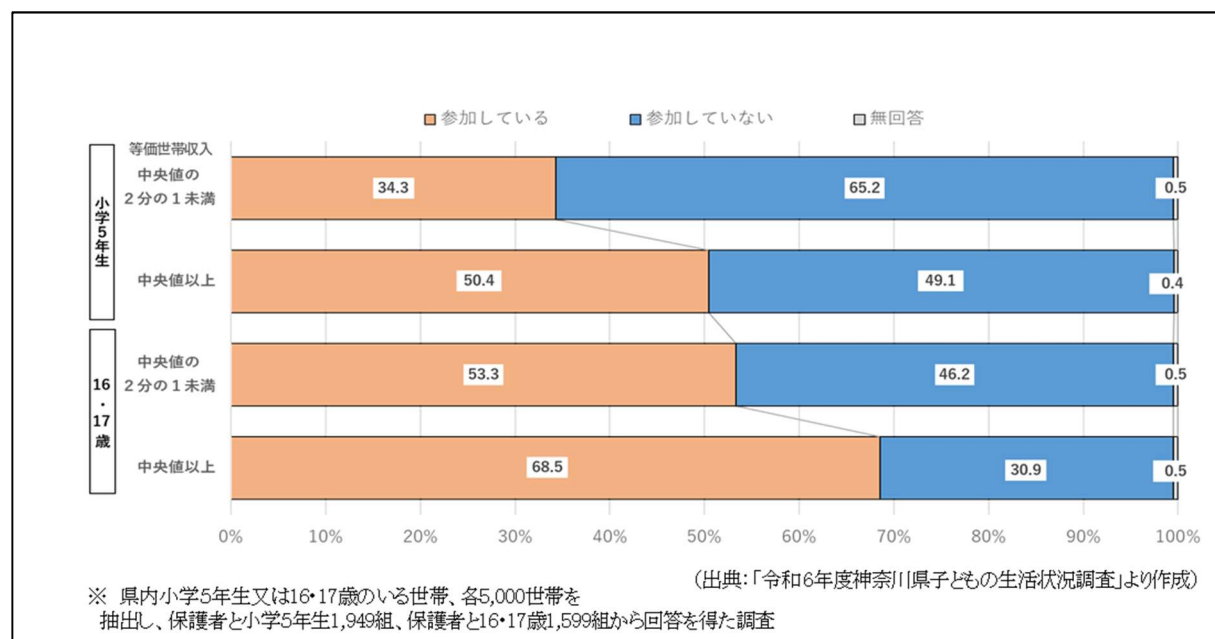
■参考図表 26：授業の理解度



オ 部活動等の状況

部活動等に「参加している」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯は小学5年生で34.3%、16・17歳で53.3%となっており、「中央値以上」の世帯と、それぞれ15ポイント以上の差がみられます。

■参考図表 27：部活動等の状況



カ 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における令和5年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.1%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率（大学等及び専修学校等に進学した者の割合）は86.0%、就職率は6.4%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ46.9%、34.6%と低く、就職率は33.6%、57.7%と高い割合となっています。

■参考図表 28：中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（神奈川県）

（ ）内は全国割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校 卒業生総数	75,417人	73,540人	75,512人	76,091人	75,275人
高等学校 等進学率	99.0% (98.8%)	99.3% (98.9%)	99.2% (98.8%)	99.2% (98.7%)	99.1% (98.6%)
就職率	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	65,684人	65,293人	64,786人	62,649人	60,088人
大学等 進学率	81.4% (77.0%)	83.5% (78.9%)	85.0% (80.0%)	85.7% (80.1%)	86.0% (80.7%)
就職率	8.3% (17.4%)	7.6% (15.7%)	7.0% (14.7%)	6.5% (14.2%)	6.4% (14.0%)

（出典：文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本統計」より作成）

※ 高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

■参考図表 29：生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を 卒業した子ども		高等学校等を 卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (令和5年4月1日現在)	神奈川県	94.7%	0.3%	46.9%	33.6%
	全国	92.5%	1.3%	42.9%	39.1%
児童養護施設等の子ども (令和5年5月1日現在)	神奈川県	100.0%	0%	34.6%	57.7%
	全国	94.8%	1.4%	38.9%	51.6%

（出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」及び次世代育成課資料より作成）

※ 神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

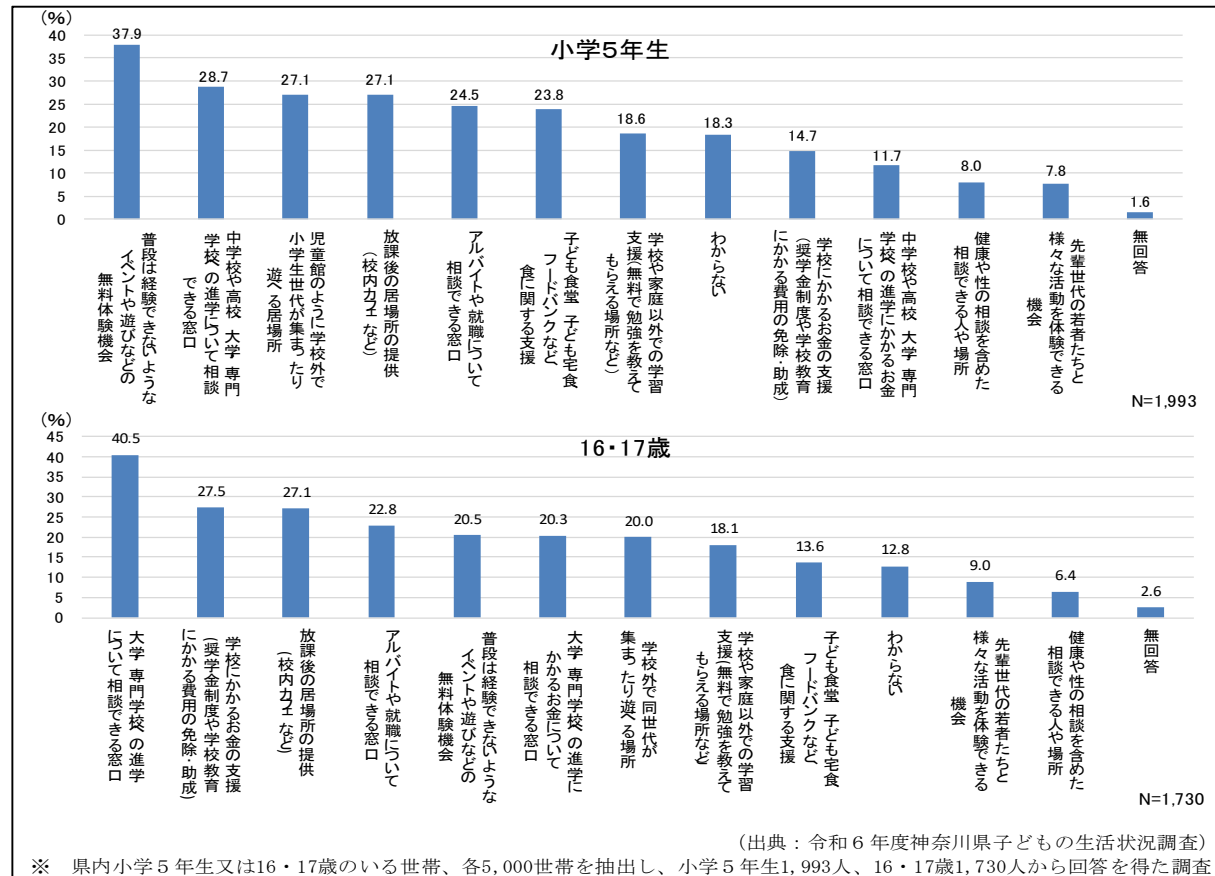
※ 高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

キ 希望する支援

困難な状況にあるときに希望する行政支援として、小学5年生では「普段は経験できないようなイベントや遊びなどの無料体験機会」(37.9%)、16・17歳では「大学・専門学校への進学について相談できる窓口」(40.5%)を望む意見が多くみられました。

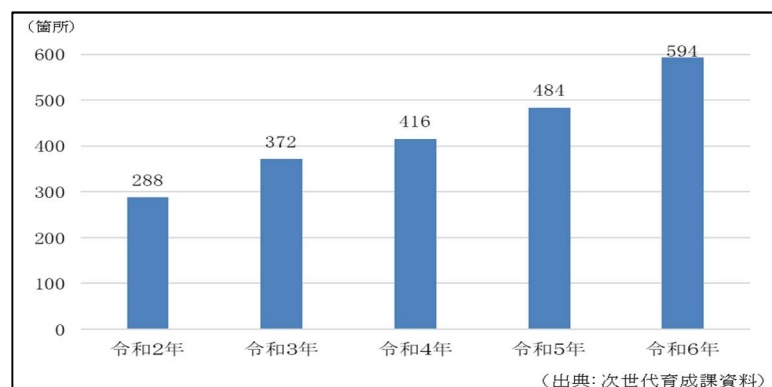
■参考図表 30：希望する行政支援



ク 民間の取組

コロナ禍や物価高騰を背景に、地域で子どもの食の支援や居場所づくりに取り組む活動が広がっています。県内の子ども食堂の数は、年々増加し、令和2年に比べ、令和6年の数は306箇所増加しています。

■参考図表 31：子ども食堂数の推移（神奈川県）

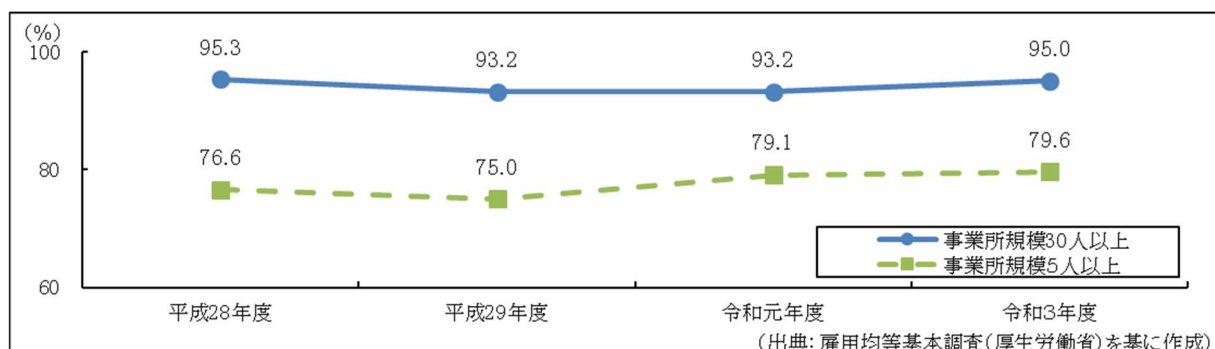


(9) 企業による取組の状況

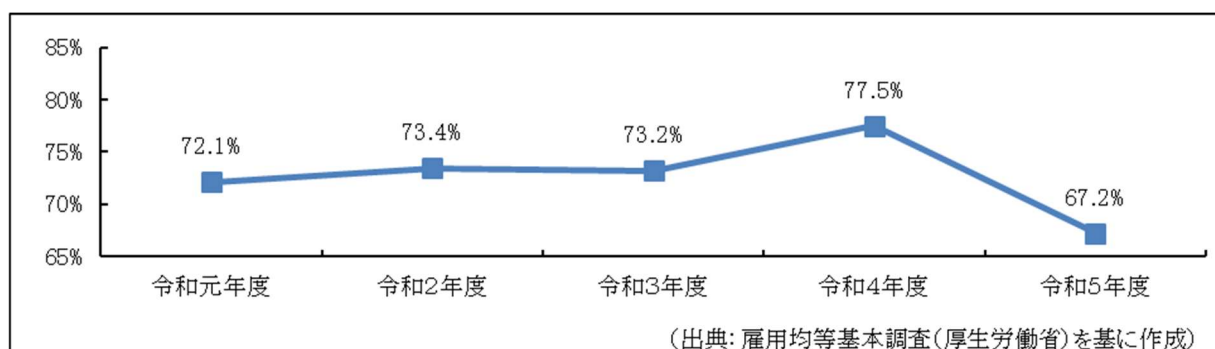
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和3年度で、事業者規模30人以上では95.0%、事業者規模5人以上では79.6%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和5年度で67.2%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

■参考図表32：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■参考図表33：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■参考図表34：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）

